

第百十四回国会 衆議院 内閣委員会 議録 第五号

平成元年五月二十五日(木曜日)

午前十時二十三分開議

出席委員

委員長 玉生 孝久君

理事 熊川 次男君 理事 齊藤斗志二君

理事 近岡理一郎君 理事 戸塚 進也君

理事 宮里 松正君 理事 田口 健二君

理事 竹内 勝彦君 理事 塚田 延充君

理事 天野 公義君 理事 江藤 隆美君

理事 大石 千八君 理事 大村 襄治君

理事 奥野 誠亮君 理事 鴻池 祥肇君

理事 佐藤 一郎君 理事 田中 直紀君

理事 竹中 修一君 理事 月原 茂皓君

理事 長谷川 峻君 理事 武藤 嘉文君

理事 角屋堅次郎君 理事 広瀬 秀吉君

理事 井上 和久君 理事 鈴切 康雄君

理事 浦井 洋君 理事 柴田 睦夫君

出席國務大臣

國務大臣 小淵 恵三君

(内閣官房長官) 金丸 三郎君

國務大臣 金丸 三郎君

出席政府委員

内閣参事官 内藤 勲君

内閣総理大臣官 藤田 公郎君

房外政務課室長 中島 忠能君

人事院事務総局 川崎 正道君

給与局長 文田 久雄君

人事院事務総局 櫻井 溥君

職員局長 房審議官 櫻井 溥君

内閣総理大臣官 櫻井 溥君

房管理室長 櫻井 溥君

内閣総理大臣官 石倉 寛治君

房臨時特定形慰 石倉 寛治君

金等業務室長 山田 肇司君

総務庁長官官房 山田 肇司君

委員外の出席者

経済企画庁物価 中名生 隆君

局物価調整課長 松本 省藏君

厚生省年金局年 村瀬 松雄君

金課長 村瀬 松雄君

厚生省援護局業 小野田 博君

務第一課長 小野田 博君

会計検査院事務 林 昌茂君

総局第一局大蔵 林 昌茂君

検査課長 林 昌茂君

内閣委員会調査 林 昌茂君

室長 林 昌茂君

委員の異動

五月十九日

井上 和久君

補欠選任

大久保直彦君

同日

井上 和久君

補欠選任

大久保直彦君

同日

井上 和久君

補欠選任

大久保直彦君

同日

井上 和久君

補欠選任

大久保直彦君

同日

河本 敏夫君

古屋 亨君

森下 元晴君

大石 千八君

同日

大石 千八君

鴻池 祥肇君

田中 直紀君

月原 茂皓君

同日

大石 千八君

鴻池 祥肇君

田中 直紀君

月原 茂皓君

同日

大石 千八君

鴻池 祥肇君

田中 直紀君

月原 茂皓君

同日

大石 千八君

鴻池 祥肇君

田中 直紀君

月原 茂皓君

同日

大石 千八君

鴻池 祥肇君

田中 直紀君

同日

河本 敏夫君

古屋 亨君

森下 元晴君

大石 千八君

同日

大石 千八君

鴻池 祥肇君

田中 直紀君

月原 茂皓君

同日

大石 千八君

鴻池 祥肇君

田中 直紀君

月原 茂皓君

同日

大石 千八君

鴻池 祥肇君

田中 直紀君

月原 茂皓君

同日

大石 千八君

鴻池 祥肇君

田中 直紀君

月原 茂皓君

同日

大石 千八君

鴻池 祥肇君

田中 直紀君

同日

河本 敏夫君

古屋 亨君

森下 元晴君

大石 千八君

同日

大石 千八君

鴻池 祥肇君

田中 直紀君

月原 茂皓君

同日

大石 千八君

鴻池 祥肇君

田中 直紀君

月原 茂皓君

同日

大石 千八君

鴻池 祥肇君

田中 直紀君

月原 茂皓君

同日

大石 千八君

鴻池 祥肇君

田中 直紀君

月原 茂皓君

同日

大石 千八君

鴻池 祥肇君

田中 直紀君

同外一件(大出俊君紹介)(第一〇四八号) 同(戸田菊雄君紹介)(第一〇四九号) 同(山下八洲夫君紹介)(第一〇五〇号) 同外一件(山花貞夫君紹介)(第一〇五一号) 同(石井郁子君紹介)(第一〇六二号) 同(浦井洋君紹介)(第一〇六三号) 同(経塚幸夫君紹介)(第一〇六四号) 同(上藤見君紹介)(第一〇六五号) 同(児玉健次君紹介)(第一〇六六号) 同(佐藤祐弘君紹介)(第一〇六七号) 同(柴田睦夫君紹介)(第一〇六八号) 同(瀬長龜次郎君紹介)(第一〇六九号) 同(辻第一君紹介)(第一〇七〇号) 同(寺前義君紹介)(第一〇七一号) 同(中路雅弘君紹介)(第一〇七二号) 同(東中光雄君紹介)(第一〇七三号) 同(不破哲三君紹介)(第一〇七四号) 同(藤田スミ君紹介)(第一〇七五号) 同(正森成二君紹介)(第一〇七六号) 同(村上弘君紹介)(第一〇七七号) 同(田口健二君紹介)(第一〇七八号) 同(野間友一君紹介)(第一〇八一号) 旧軍人恩給の改定に関する請願(森下元晴君紹介)(第一〇五二号) 同(浦井洋君紹介)(第一〇五八号) 同(中路雅弘君紹介)(第一〇五九号) 同(衛藤征士郎君紹介)(第一〇六〇号) 国家機密法制定反対に関する請願(安藤巖君紹介)(第一〇六〇号) 元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(浦井洋君紹介)(第一〇六一号) 同外五件(古屋亨君紹介)(第一〇四号) 同(田口健二君紹介)(第一〇七九号) 同月十七日 元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(田口健二君紹介)(第一二二三号) 同(浦井洋君紹介)(第一二九四号) 治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願外四件(伊藤茂君紹介)(第一	二二四号) 同(田口健二君紹介)(第二二二五号) 同外二件(広瀬秀吉君紹介)(第二二二六号) 同(浦井洋君紹介)(第二二九五号) 同(松本善明君紹介)(第二二九六号) 同月十八日 元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(浦井洋君紹介)(第一四二九号) 同(宮里松正君紹介)(第一四五四号) 治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願外一件(清水勇君紹介)(第一四三〇号) 同(五十嵐広三君紹介)(第一六九九号) 同(藤田スミ君紹介)(第一七〇〇号) 国家機密法の制定反対に関する請願(中路雅弘君紹介)(第一四五〇号) スパイ防止法制定に関する請願(今枝敬雄君紹介)(第一四五一号) 同(玉生孝久君紹介)(第一四五二号) 同(天野光晴君紹介)(第一七五〇号) 同(松野幸泰君紹介)(第一七五一号) 同(武藤嘉文君紹介)(第一七五二号) 同(森喜朗君紹介)(第一七五三三三) 旧軍人恩給の改定に関する請願(高島修君紹介)(第一四五三三三) 同(五十嵐広三君紹介)(第一六九八号) 同(竹中修一君紹介)(第一七四九号) 皇室典範の改正に関する請願(安倍基雄君紹介)(第一五八九号) 傷病恩給等の改善に関する請願(新井将敏君紹介)(第一五九〇号) 同(稲村利幸君紹介)(第一五九一号) 同(上草義輝君紹介)(第一五九二二二) 同(江藤隆美君紹介)(第一五九三三三) 同(大野功統君紹介)(第一五九四四四) 同(加藤敏一君紹介)(第一五九五五五) 同(熊谷弘君紹介)(第一五九六六六) 同(塚原俊平君紹介)(第一五九七七七) 同(中村正三郎君紹介)(第一五九八八八)	同外一件(船田元君紹介)(第一五九九号) 同(堀之内久男君紹介)(第一六〇〇号) 同(持水明和君紹介)(第一六〇二二二) 同(森喜朗君紹介)(第一六〇三三三) 同(山崎拓君紹介)(第一六〇四四四) 同(関谷勝嗣君紹介)(第一七〇一五五) 同(野田毅君紹介)(第一七〇二六六) 同(浜野剛君紹介)(第一七〇三三三) 同(三ツ林弥太郎君紹介)(第一七〇四四四) 同(稲村利幸君紹介)(第一七〇五五五) 同(竹中修一君紹介)(第一七〇六六六) 同(森喜朗君紹介)(第一七〇七七七) 同月十九日 元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(金子みつ君紹介)(第一七八八八) 同(長谷川峻君紹介)(第一七八九二二二) 治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(上田哲君紹介)(第一七八九三三三) 同(金子みつ君紹介)(第一七九〇〇〇) 同(串原義直君紹介)(第一七九一一一) 同(清水勇君紹介)(第一七九二二二) 同(田並龍明君紹介)(第一七九三三三) 同(中村茂君紹介)(第一七九四四四) 同(矢島恒夫君紹介)(第一七九五五五) 同(石井郁子君紹介)(第一七八七三三三) 同(岩佐恵美君紹介)(第一七八七四四四) 同外一件(大出俊君紹介)(第一七八七五五五) 同(沢沢利久君紹介)(第一七八七六六六) 同外一件(新村勝雄君紹介)(第一七八七七七七) 同(高沢寅男君紹介)(第一七八七八八八) 同(水田稔君紹介)(第一七八八九九九) 同(山原健二郎君紹介)(第一八八〇〇〇) スパイ防止法制定に関する請願(齋藤邦吉君紹介)(第一七九六六六) 同(松田岩夫君紹介)(第一七九七七七) 同(栗山明君紹介)(第一七八八八八八) 傷病恩給等の改善に関する請願(井出正一君紹介)(第一七九八八八)	同(今井勇君紹介)(第一七九九九号) 同(小澤潔君紹介)(第一八〇〇〇号) 同(大塚雄司君紹介)(第一八〇一一一) 同(海部俊樹君紹介)(第一八〇二二二) 同(柿澤弘治君紹介)(第一八〇三三三) 同(鯨岡兵輔君紹介)(第一八〇四四四) 同(近藤鉄雄君紹介)(第一八〇五五五) 同(鈴木宗男君紹介)(第一八〇六六六) 同外一件(細田吉藏君紹介)(第一八〇七七七) 同(石橋一弥君紹介)(第一八〇八八八) 同(江崎真澄君紹介)(第一八〇九九九) 同外一件(越智伊平君紹介)(第一八八四四四) 同(河本敏夫君紹介)(第一八八五五五) 同(櫻内義雄君紹介)(第一八八六六六) 同(塚原俊平君紹介)(第一八八七七七) 同(葉梨信行君紹介)(第一八八八八八) 旧軍人恩給の改定に関する請願(河本敏夫君紹介)(第一八七〇〇〇) 同外二件(長谷川峻君紹介)(第一八七一一一) 同月二十二日 皇室内廷費増額に関する請願(佐藤孝行君紹介)(第一〇五六六六) スパイ防止法制定に関する請願(田中直紀君紹介)(第二〇五七七七) 治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願外一件(小川国彦君紹介)(第二〇五八八八) 同(岡崎万寿秀君紹介)(第二〇五九九九) 同(加藤万吉君紹介)(第二〇六〇〇〇) 同(藤原ひろ子君紹介)(第二〇六一一一) 同(村上弘君紹介)(第二〇六二二二) 傷病恩給等の改善に関する請願(大坪健一郎君紹介)(第二〇六三三三) 同(熊川次男君紹介)(第二〇六四四四) 同(今井勇君紹介)(第二二九三三三) 旧軍人恩給の改定に関する請願(和田一仁君紹介)(第二二九四四四) 元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願外一件(井上和久君紹介)(第二二九五五五)
---	--	--	--

同(鈴切康雄君紹介)(第二九二号)
は本委員会に付託された。

四月二十日
人事院勧告完全実施に関する陳情書(北海道網走郡津別町字幸町小南甲三)(第五五号)
五月十七日

旧軍人軍属恩給欠格者の処遇に関する陳情書
(札幌市中央区北二条西六北海道議院内藤井延)
(第二二八号)
同和对策に関する陳情書(福井県勝山市元町一
のの一勝山市議会内西出藤)(第二一九号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一
一八号)

○玉生委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、恩給法等の一部を改正する法律案を
議題といたします。
趣旨の説明を求めます。金丸総務庁長官。

恩給法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○金丸総務大臣 ただいま議題となりました恩給
法等の一部を改正する法律案について、その提案
理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、
恩給年額及び各種加算額を増額することにより、
恩給受給者に対する処遇の適正な充実に図ら
うとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上
げます。

この法律案による措置の第一点は、恩給年額の

増額であります。

これは、昭和六十三年における公務員給与の改
定、消費者物価の上昇その他の諸事情を総合勘案
し、恩給年額及び各種恩給の最低保障額を、平成
元年四月から、二・〇二%増額しようとするもの
であります。

その第二点は、寡婦加算及び遺族加算の増額で
あります。

これは、普通扶助料を受ける妻に係る寡婦加算
の額を、平成元年八月から、他の公的年金におけ
る寡婦加算の額との均衡を考慮して引き上げると
ともに、遺族加算の額についても、同年八月から、
公務員関係扶助料受給者に係るものについては四千
九百円、傷病者遺族特別年金受給者に係るものに
ついては三千円それぞれ引き上げようとするもの
であります。

以上のほか、傷病恩給に係る扶養加給の増額等
所要の改正を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概
要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くだ
さいますようお願いいたします。

○玉生委員長 これにて趣旨の説明は終わしまし
た。

○玉生委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。田口健二君。

○田口委員 私は、ただいま議題になりました恩
給法等の一部を改正する法律案、さらに関連をし
て幾つかの点で質疑をいたします。

まず第一に、今回提案をされました恩給法の改
正では、改定率二・〇二%を引き上げる、こうい
うふうに提案をされておりますが、この二・〇
二%を引き上げたとした根拠をお示しをいたされ
たいと思います。

○石川(雅)政府委員 平成元年度の恩給の改善に
当たりましては、恩給が国家補償的性格を有する

ものであること等の特殊性を考慮しつつ恩給年額
の實質的価値の維持を図る、そういう観点から恩
給法二条ノ二の規定にのっとり諸般の事情を総
合勘案し、平成元年四月から二・〇二%の改定を
行うこととしたわけであります。

この二・〇二%の算定根拠につきましては、公
務員給与の改定率、これは行(一)の本俸改定率で
二・三五%ございました。それから消費者物価
の上昇率、これは予算編成時の見込みで〇・七%
でございました。これら諸般の事情を総合勘案し
て定めたものでございます。

○田口委員 昨年も私は同じような御質問を申し
上げたんですが、回答も全く今と同じような回答
なのです。それは、やはり総合勘案方式という非
常に抽象的な呼称だと思ふのですが、そういうと
ころからくる不明確さというものが残るわけで
す。かつてのような給与スライド方式であるとか
というものであります、その根拠というものは
もう明確になってくるのですが、今のはお答えに
なつたような総合勘案方式、公務員給与あるいは
物価、もろもろの事情を勘案して二・〇二%に
決まりましたと言つてもなかなか理解がしにくい
のですよ。

ただ、考えてみますと、今局長の方からそうい
うふうに言われましたが、六十二年年度の公務員
給与改定率は二・三%ですね。恩給の場合は二・
〇六十三年度は一・四六に對して一・二五。今
回が二・三五に對して二・〇二という恩給の引き
上げ率になつてゐる。これは計算をしますと、公
務員給与の引き上げ率の大体八五、六%がいわゆ
る総合勘案方式という名のもとで恩給の改定率に
なつてゐる、こう理解をするわけなんです。それ
でよろしいのでしょうか。

○石川(雅)政府委員 総合勘案と申ししましても、
結果としてただいま先生からお話のございまし
たような計算が成り立つかどうかという御議論は
また別途あるかと思ひます。ただ、私どもとい
はしましては、先ほど来申し上げておりますように、
公務員給与あるいは物価の上昇率、そうしたもろ

もろのものを勘案いたしましたして決めるわけでござ
いますけれども、私どもの気持ちとしては、
は、できるだけ受給者の方々に御安心をいたされ
たい、こういう気持ちで努力をいた
したいと思ひます。

○田口委員 はつきり公務員の給与改定の何%を
目安にしているということとはなかなか言いにくい
んだらうというふうに思ひますが、一応結果的に
はそういう数字になつておるので、我々はそうい
う考え方でやつてゐるんだというふうに理解して
ゐるわけです。

そこで、もう一点お尋ねいたしますが、公的年
金の場合には、御案内のように、五年ごとに財政
見直しが行われていきます。来年がたしかその
年に当たるというふうに思ふのでありますが、今
は諸般の準備がそれぞれ行われておると思ひま
す。この公的年金の五年ごとの財政見直しと恩給
の改定との関係はどんなものでしょうか。全然関
係ありませんか。

○石川(雅)政府委員 公的年金は、ただいま先生
御質問がございましたように、五年ごとの財政再
計算というのが行われるわけでございます。これ
は、公的年金が保険数理に基づいて計算された保
険料によりまして運営されてゐるということから、
物価の変動とかあるいは所得水準の動向によ
りまして、一定年限ごとに財政再計算を行う、こ
ういふ必要があるからやつてゐるわけでございま
して、その際に既裁定者と新規に裁定を受ける者
との間の均衡を図るために給付水準の見直しを
行つてゐるということも、先生御指摘のとおりで
ございます。この点が恩給の制度と制度の仕組み
において基本的には異なつてゐるということが申せ
ようかと思ひます。ただ、公的年金の場合には御
承知のように、物価スライドで毎年の年額を改定
してゐる、そういうことから五年目ごとの再計
算の際に見直しを行う、こういうことがあるわけ
でございますが、恩給につきましては、毎年物価

あるいは公務員給与、これらを総合勘案いたしまして六十二年以降年金の実質価値を維持するように改善を行ってきているわけでございまして、その点は公的年金と違う仕組みである、このことも御理解いただけたらと思うわけでございます。

したがって、今御説明申し上げたような点が恩給と公的年金の違いということになるわけでございまして、そうした点から、公的年金制度のように五年ごとの見直しを行う必要があるかどうかということについては私どもも今後の問題として考えなければならぬというふうに思っているわけでございます。

ただ、ことしの問題に関して申し上げますと、公的年金におきまして今回の標準報酬の再評価による改善率は一応五％、こういうふうな数字が出てくるわけでございまして、それと同じ期間におきまして恩給の改善率は約五・三六％という数字になっておりまして、こうした面におきましては私どもは今回については一応バランスはとれているのではないだろうか、このように考えているところでございます。

○田口委員 きょう大変お忙しい中を官房長官においでいただきありがとうございます、ちょっとここで先に話題を変えさせていただきます、公務員給与のこととで、二御質問させていただきますと思

最初、給与担当大臣であります金丸総務庁長官に初めて私は御質問するわけでありますが、去る三月の十三日だったと思いますが、公務員関係組合で結成しております公務員共闘会議からの要求に対して、大臣の方からも御回答があつておると思ひますし、また、官房長官も官公労協の代表の方々とお会いをしておるといふうに聞いておるわけでは。

そこで、私はまず最初に総務庁長官に対して、給与担当大臣として人事院勧告制度に対する基本的な認識をいいますか、その姿勢についてお伺いをいたしたいと思います。

○金丸国務大臣 お答え申し上げます。

公務員の給与につきましては、従来から労働基本権制約の代償措置の一つでございます人事院勧告を尊重するという基本姿勢に立ちまして対処してまいっております。人事院勧告に基づきまして民間賃金とのバランスをとって公務員の給与を改定するという考え方は、関係者の大変な御努力とさまざまな試験を経て、長年にわたりました国民の理解を得つつ公務員の給与決定方式として定着しておるものでございまして、今後とも私といたしましてはこの制度を維持、尊重していく考えでございまして。

○田口委員 そこで官房長官、人事院勧告が毎年八月に出されてくるわけですが、とりわけ昨年から公務員の皆さん方の強い要望がこの勧告の早期完全実施という点にあることについては、昨年の八月三十日、私は当内閣委員会でも官房長官に特に御要請をして、努力する旨の御回答も実はいただいたのです。ところが、結果はどうであったかといひますと、私はここに二十年分ぐらひの勧告の時期、閣議決定の時期、国会における付託の時期あるいは実施時期などを全部表にまとめてみたのですが、昨年非常にあつたように御要望申し上げ、長官自身も努力するとおっしゃられたのですが、閣議決定が十月二十五日なんでしょう。昨年私が申し上げたときは、たまたま昨年は七月から臨時国会が開かれておりましたから既に八月の人事院勧告期には国会も開かれておるわけですね。にもかかわらず十月二十五日に閣議決定がされて、本院を通過したのが十二月二十日ですね。公布されたのが十二月二十四日。年内完全支給のためには、タイムリミットぎりぎりのところなんですね。二十年間を見ても、ほとんどが十二月なんですね。その一つの理由は、閣議決定が非常におくれている。もちろん、中には八月に閣議決定が行われたのも数年ございまして。

ですから、これらを考えますと、ことしも八月には当然勧告が予定されているわけですから、ことしはひとつ早期に閣議決定をやつて、早く法案を国会に提案し、早期実施ができるように努力を

してもらわなければ、人事院勧告制度の趣旨からいってもこれは大変問題があると私は思うのです。その辺を、官房長官、ひとつ決意を聞かせていただきたいと思います。

○小淵国務大臣 かねて来そのような御主張の存することは承知いたしております。ところでございまして。政府としては、人事院勧告につきましては先ほど金丸総務庁長官から御答弁申し上げましたような趣旨に基づいてそれを尊重する基本的姿勢をもつて対処いたしておるところでございまして。

そこで、まずは人事院勧告が出ないことにはいたし方ないことではございますが、その後政府といたしましては、支払うべき給与が国民の税金にゆだねられているという点とはもとよりでございますので、慎重に給与関係関係会議を開いたところでございまして、そういった慎重審議をいたしてまいりました間に御指摘のような期間を経過いたしましたことも事実でございます。そこでこの問題につきましては、いずれにいたしましても勧告が出ました後、御指摘の点も踏まえまして最大限の努力をいたしてみたい、このように考えております。

○田口委員 今官房長官の方からお答えをいただきましたが、この早期完全実施という点について、給与担当大臣としての金丸総務庁長官の御見解もお伺いしたいと思ひます。

○金丸国務大臣 私の立場といたしましては、先ほど申し上げましたように労働基本権制約の代償措置である人事院勧告の制度でございまして、できるだけ早く実施するように努力をするという基本姿勢は従来総務庁としてとつてまいっておりますが、今後ともできるだけ早く実施しなければならぬ、そういう考え方で努力をしております。人事院勧告が出現した際には、いろいろな事情もございまいしうが、できるだけ早くそういうつもりで努力をしてまいらる考え方でございまして。

○田口委員 そこで、ちょっとまた話題を変えま

して、旧日本赤十字社救護看護婦等に対する慰労金、旧陸海軍従軍看護婦等ですね、この問題について昨年も私は本委員会でも御質問いたしまして、ぜひ増額改定をすべきであるということを見ても申し上げたわけですね。今回予算を見ますと内容はともかくとして増額改定をされておるようでありまして、その辺は労を多といたしますが、大体三・五％ぐらいの平均になるのではなからうかというふうに思っています。この引き上げ額の根拠についてまずお聞かせいただきたいと思います。

○櫻井(通)政府委員 お答えいたします。

ただいま御質問ありました旧陸海軍従軍看護婦、それから旧日本赤十字社救護看護婦に對します慰労給付金の額の引き上げの件でございまして。これにつきましては、前回の昭和六十年に一度額の改定を行いました。その例に倣ひまして、過去五年の消費者物価指数に係る上昇率、これが三・五％でございましたので、この三・五％を根拠といたしまして今回の額の改定になった次第でございまして。

○田口委員 根拠が消費者物価の上昇率の合計だということですから、それも一つの考え方かも知れませんが、いずれにしても全部一万円ずつですね。月額なら別であります。もちろんこれは年金制度ではありませんが、そういう意味には私もとりませんけれども、しかし一万円というのは、これはもうベアスアップのうちに入らないのじゃないか、年額ですから。各種いろいろな手当等の状況等を考えてみても、そういう気持ちで非常に強いのです。

特に、昨年もお尋ねしたのですが、受給者の分布がどうなつておるのか、これがわかつておりましたらまず教えていただきたいと思ひます。

○櫻井(通)政府委員 勤務期間別の対象者のお尋ねだろうと思ひますが、旧日本赤十字社の救護看護婦、それから旧陸海軍従軍看護婦と二つに分けてお答えしたいと思います。

まず、旧日本赤十字社の救護看護婦でございま

すが、勤務期間別に分かれております。三年以上六年未満の方は――比率でよろしゅうございましょうか。(田口委員「はい」と呼ぶ)六七％、六年以上九年未満が八・五％、九年以上十二年未満が一九・四％、十二年以上十五年未満が四・〇％、十五年以上十八年未満が〇・八％、最後に十八年以上が〇・三％でございます。

次に、旧陸海軍従軍看護婦の勤務期間別の比率でございますが、三年以上六年未満が七〇％、六年以上九年未満が一九・二％、九年以上十二年未満が七・七％、十二年以上十五年未満が二・七％、十五年以上十八年未満が〇・四％、最後に十八年以上はゼロでございます。

以上でございます。

○田口委員 今お答えいただいたように、実際に旧日赤あるいは陸海軍従軍看護婦の方で今受給対象になっておられる方は、やはり三年から六年、六年から九年、九年から十二年まで、大半がそこに集中しているわけですよ。これは私昨年もし上げたと思うのですが、慰労金の改定に当たっては、今回は下から上まで全部一万円ですから率からいけば上層下層になっておられるのです。しかし、その辺はもう少し配慮すべきではなからうか。勤務年限が非常に短いところに全体の大半が集中しておられるわけですから、それは金銭的に、いろいろ問題があると思えますけれども、六十一年に改定をしたときは、従来の十から三十万が一十一万から三十四万ということになっておられるわけですね。今後改定をされるに当たって、その辺を配慮していく気持ちはないのかどうか。もう少し率的に上層下層といえますか、対象者の人員を考えるならば、そこに手厚く措置をしていくことが必要ではないかと思えますが、その辺のお考えはいかがでございますか。

○櫻井(通)政府委員 ただいま先生おっしゃいましたように、今度の改定では、各実勤務期間別の改定額は確かに一万円ずつでございます。最後の十八年以上というのが実は二万円になっておるわけでございます。いすれにいたしましても、根っ

こになっておりますベースが最低の勤務期間の方が一十一万円、今度それが十二万円ということが一万円の額の改定が行われたわけでございます。これが、対象者が非常に多いのになった二万円は非常に少ないではないか、こういう御指摘だろうと思っております。

しかし、あえて申し上げますと、金額が非常にベースが少ないところに一万円のアップでございますから、このランクでいきますと実質の引き上げ率といえますのは、十一万円から十二万円になったわけでございますので九・一％になるわけでございます。そういうこともございまして、率からいきますとこの辺には一応配慮はしておる。特に細かい点から申し上げますと、この十一万円のベースに三・五％を掛けますと実は十一万三千円にしかならぬわけですよ。この辺を四捨五入いたしますと実は額の改定にならぬわけでございます。けれども、この辺は関係者の御理解を得まして、四捨五入ではなくて切り上げて十二万円にしたという経緯がございまして、このあたりも含めましてひとつ御理解いただきたいと思うわけでございます。

○田口委員 それではこの件については、五十四年に旧日赤が、五十六年に旧陸海軍が実施をされて、六十一年に一部改定が行われる、今年度、平成元年度ということになると、サイクルからいきますとまた何年か先だ、こう常識的に考えられるわけですが、しかし、やはり慰労金が設けられた趣旨、それから非常に対象者が高齢化をしてきていますし、そういうものもひとつ考えながら今後でできるだけ早くまた改定をしていただくように、そしてその改定に当たっては、今私も申し上げました非常に対象者が多い部分を手厚くするといえますか、そういう点を加味をしながらぜひ今後検討していただきたいということ、これは要望として申し上げます。

そこで、ちょっとまた話題が変わりますが、平和祈念事業に関する点について幾つかお尋ねをしたいと思うのです。

予算の関係を見ておきますと、いわゆる恩給欠格者に対する措置として、外地勤務者で加算を含めて三年以上の者に書状を、さらにそのうち七十歳以上の者に高齢者から順に銀杯をあわせて贈呈をする、こういうふうなことが載っているわけですね。これはどういう根拠でこういうことをやろうとされているのですか。まずそのことから伺いをいたしたいと思います。

○文田政府委員 お答えをいたします。

平和祈念事業特別基金が恩給欠格者に対する書状等の贈呈を行いましたのは、同基金に設置されてございます運営委員会が本年の一月に提言をまとめてございまして、その提言に沿って措置したものでございます。

なお、法律的な根拠をいたしましては、平和祈念事業特別基金等に関する法律第二十七条第一項五号で目的達成業務というのを規定してござい

ますが、それに当たろうかと存じます。

○田口委員 今のお答えの中で二十七条の一項の五号ですか、これはこの法案審議のときに随分総理府の方とやり合ったわけですが、私はあの項目というのはいわゆる恩給欠格者に対して、まあ法案のときはシベリア関係抑留者の慰労金の問題等が入っておりますが、そういうものを含めた個別支給だ。それが二十七条の五号でもってできるんだ、そういう認識で私どもは法案を審議したつもりです。当時の会議録を読んでも政府の答弁もそういうふうに見えるのですよ。書状とか銀杯をあの条項を適用してやるといふのは、私はこれは納得いかないですね。それはもう明確なんですか。運営委員会が提言があったと言いましたね。それは二十七条の五号に基づいて恩給欠格者に対する個別支給だということではないですか。そういうふうな提言をしているのですか。

○文田政府委員 お答えいたします。

もう先生つとに御承知のとおりでございますが、この法三条は、「今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し」「永遠の平和を祈念するため、

関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰撫の念を示す事業を行うこと」を目的とする。」「こういう規定がございまして、それで第二十七条の第一項は、「第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。」その第一項五号は、「前各号に掲げるもののほか、第三条の目的を達成するために必要な業務」、つまり一号から四号までのものは具体的に書いてございまして、五号はその他個別の事項というふうな理解しているところでございます。

○田口委員 大分答え方が変わってきておると思えます。私は具体的に質問をやったんですからね。二十七条というのには基金の目的達成のための業務でしょう。一号から三号までは具体的に書いてあるんですよ。ところが、この法案制定当時にこれだけに限定してしまうということじゃやっぱ問題があるかも知れぬ、今後いろんなものが出てくるかも知れぬ、そのためにやっぱり五号を設けておかなければならぬ。しかも五号の事業をやることについては内閣総理大臣の認可を受けると書いてあるんですよ。そんないいかげんな問題じゃないんですよ。それを書状を配ったり銀杯を配ることを二十七条の五号でもってやるんですか。これは私は納得いかないですよ。この前の質疑のときには、はつきり慰労金というふうな形のものまでは言わなかったけれども、個別支給というところの中で当然それはこの五号の中に入るといふのだらう、だから個別支給ということになると金額的にもいろいろ問題がありますからやっぱり内閣総理大臣の認可を受けなければ、勝手に基金だけでこういうものを提案してそれを実施をできるなどという問題じゃないかと思うのです。その辺はどうなんですかね。

○文田政府委員 御説明申し上げます。ただいま先生の御指摘の事項は、この事項を盛り込んだ予算が成立いたしますと先生お示しのおり基金から事業計画書というものが提出されまして、それで内閣総理大臣がそれを認可するという手続をとることになってございまして。

○田口委員 そうしますと、政府あるいは基金の方の運営委員会としては、この前の本委員会のいろんな議論の過程その他から見て、恩給欠格者に対する個別支給というのは今計画に上がっているような書状とか銀杯の贈呈ですか、これで終わりで、そういう考え方を今持っているんですか。

○文田政府委員 お答えをいたします。先ほど来御説明申し上げておりますが、今回の書状及び銀杯の措置というのは基金の運営委員会が平成元年度における措置としての事項をまとめたものでございます。ただ、これまでの本法律ができました経緯等を踏まえまして、私どもはこの平和祈念事業特別基金等に関する法律の中で規定されている範囲内での事業というものが整然と施行されていくというふうに考えてございます。

○田口委員 いや、その最後の方を聞いていたらわからなくなつたんですよ。それは、平成元年度の事業として基金の運営委員会からこういうものが提起をされている、だからこれは予算が通れば実施をする、そこまではわかるんですよ。ところが、最後の方になると何かうやむやになって、私が質問したことと答えになってないんですよ。いずれにしても、この平和祈念事業法が審議をされたいろんな経過、過程というものを踏まえて今後あなた方は実施をしてもらわなければならぬと思うのですが、その中には香典も、今さら申し上げませんが、いろんなものが入っているんですよ。ただ、今あなたが言われたように、基金の運営委員会から平成元年度の事業としてこういうものが一万九千人、一万五千人で事業として上がってきている、だから今これをやろうとしている、予算が通ればやる、これはわかりますよね。しかし、その他たくさんの方の問題が、いわゆる恩給欠格者の問題というのがあるわけです。今後これはやはり法律に基づいてきちつとやってもらわなければならぬと思いますね。

○文田政府委員 御説明申し上げます。まず、書状のみが一万九千人、そして書状と銀杯が一万五千人、その算出根拠いかんというお尋ねかと存じますが、平成元年度において書状のみの方一万九千人、書状及び銀杯の方一万五千人を処理することとしたのは、これは贈呈の初年度であるということ、それから申請の受け付けの時期、あるいは平和祈念事業特別基金における事務処理能力等を勘案いたしまして決定させていただいたものでございます。

○田口委員 そうしますと、政府あるいは基金の方の運営委員会としては、この前の本委員会のいろんな議論の過程その他から見て、恩給欠格者に対する個別支給というのは今計画に上がっているような書状とか銀杯の贈呈ですか、これで終わりで、そういう考え方を今持っているんですか。

○文田政府委員 お答えをいたします。先ほど来御説明申し上げておりますが、今回の書状及び銀杯の措置というのは基金の運営委員会が平成元年度における措置としての事項をまとめたものでございます。ただ、これまでの本法律ができました経緯等を踏まえまして、私どもはこの平和祈念事業特別基金等に関する法律の中で規定されている範囲内での事業というものが整然と施行されていくというふうに考えてございます。

○田口委員 そうしますと、政府あるいは基金の方の運営委員会としては、この前の本委員会のいろんな議論の過程その他から見て、恩給欠格者に対する個別支給というのは今計画に上がっているような書状とか銀杯の贈呈ですか、これで終わりで、そういう考え方を今持っているんですか。

○文田政府委員 お答えをいたします。先ほど来御説明申し上げておりますが、今回の書状及び銀杯の措置というのは基金の運営委員会が平成元年度における措置としての事項をまとめたものでございます。ただ、これまでの本法律ができました経緯等を踏まえまして、私どもはこの平和祈念事業特別基金等に関する法律の中で規定されている範囲内での事業というものが整然と施行されていくというふうに考えてございます。

○田口委員 そうしますと、政府あるいは基金の方の運営委員会としては、この前の本委員会のいろんな議論の過程その他から見て、恩給欠格者に対する個別支給というのは今計画に上がっているような書状とか銀杯の贈呈ですか、これで終わりで、そういう考え方を今持っているんですか。

○文田政府委員 お答えをいたします。先ほど来御説明申し上げておりますが、今回の書状及び銀杯の措置というのは基金の運営委員会が平成元年度における措置としての事項をまとめたものでございます。ただ、これまでの本法律ができました経緯等を踏まえまして、私どもはこの平和祈念事業特別基金等に関する法律の中で規定されている範囲内での事業というものが整然と施行されていくというふうに考えてございます。

○田口委員 そうしますと、政府あるいは基金の方の運営委員会としては、この前の本委員会のいろんな議論の過程その他から見て、恩給欠格者に対する個別支給というのは今計画に上がっているような書状とか銀杯の贈呈ですか、これで終わりで、そういう考え方を今持っているんですか。

○文田政府委員 お答えをいたします。先ほど来御説明申し上げておりますが、今回の書状及び銀杯の措置というのは基金の運営委員会が平成元年度における措置としての事項をまとめたものでございます。ただ、これまでの本法律ができました経緯等を踏まえまして、私どもはこの平和祈念事業特別基金等に関する法律の中で規定されている範囲内での事業というものが整然と施行されていくというふうに考えてございます。

○田口委員 そうしますと、政府あるいは基金の方の運営委員会としては、この前の本委員会のいろんな議論の過程その他から見て、恩給欠格者に対する個別支給というのは今計画に上がっているような書状とか銀杯の贈呈ですか、これで終わりで、そういう考え方を今持っているんですか。

○文田政府委員 お答えをいたします。先ほど来御説明申し上げておりますが、今回の書状及び銀杯の措置というのは基金の運営委員会が平成元年度における措置としての事項をまとめたものでございます。ただ、これまでの本法律ができました経緯等を踏まえまして、私どもはこの平和祈念事業特別基金等に関する法律の中で規定されている範囲内での事業というものが整然と施行されていくというふうに考えてございます。

ないという状況でございます。

○田口委員 次に、いわゆる祈念事業によりまして、基金をずっと二百億積み立てることになっていきますね。初年度は十億で、元年度予算ではたしか二十五億だということに思っています。これは法案の審議の中でも申し上げたのですが、その程度の積み立てで一体二百億の基金にまで何年かかるのか。基金の果実でいろんな事業をやる、こういう点から考えるとこれは問題にならない数字じゃないかと思うのですが、その辺の積み立ての考え方というのはどうなんでしょうか。

○文田政府委員 お答えをいたします。基金の出資金につきましては、昭和六十三年から五年度を目途として二百億円を積み立てることを念頭に置いておりまして、財政状況も勘案しながら毎年度の予算を決定するというところに相なろうと存じます。この出資金につきましては、先生の御指摘も踏まえまして、今後着実に積み増しを図っていくというふうに考えておる次第であります。

○田口委員 それと、平和祈念事業基金の事業計画ですが、概要を見ましたら、シベリア抑留者に関して五億円というのが予算措置されているわけですね。私は初めてこういうことを聞いたのですが、法案審議の中ではそういうものは全然なかった。強制抑留者に対しては十億円の記念国債を発行するとかいろいろあることはありましたが、この事業計画の中で五億円というのはどこから出てきているのですか。これは一体どこから出てきたのですか、この五億円というのは。それで、一体何に使おうとしているのですか。

○文田政府委員 お答えをいたします。戦後強制抑留者につきましては、これらの方々戦後酷寒の地で強制労働に従事するなど格別大変な御苦労をされたということにかんがみまして、平成元年度に限り、特にこれらの方々に対する慰籍の事業のため、その五億円を計上いたしたところでございます。その事業内容につきましては、平和祈念事業特別基金において関係者の意見

を尊重して検討することといたしているところでございます。

○田口委員 そういう答弁では僕は理解できないですよ。幾ら政府が気前よくても、まだ使い道も全然考えてないものをばんと五億円出してきて、この使い道は基金の運営委員会の中で検討をしていただきます、そんな説明では納得できませんよ。国民の血税でしょう。それは運営委員会の中でどういうふうにするかというのは話が決まっているのですか、それとも全然白紙なんですか、もう一遍お答えいただきたいと思ひます。

○文田政府委員 お答え申し上げます。この五億円につきましては、シベリア抑留者の大変な御苦労、これを慰籍するというところで、大目的としては慰籍の事業をやるということであります。その執行に当たっては、より効率的に効果あるような使い方ということの意味合いにおきまして、基金の運営の重要事項を審議します運営委員会というところでひとつ関係者の意見も聞いて、よりしく効率的な、より予算の目的が達成されるように使っていただきたいという趣旨でございまして、現時点ではその使途については白紙である、その使い道については今後基金の運営委員会が決めていただくということで確認しておいていいです。

わけですね。ところが、復員をしてこられてから厚生年金の対象者あるいは国民年金の対象者になられた方については、全くそういうものが対象になつていないのです。ですから、同じような経歴を持つておる方が片一方は公務員など共済年金の対象者に就職をした、片一方はそうでないという人の間に非常に大きな格差がある、この格差はおかしい、不公平だというのがいわゆる恩給欠格者の中での非常に大きな、また重要な意見の一つでもあるのです。これはどうなんでしょうか。今後年金の一元化という方向に向かっていろいろ準備が進められている、そういうときに厚生年金なり国民年金、こういうものとそういう軍歴期間との通算、仮に期間通算だけであつたとしてもそういうことが一体考えられないものなのかどうなのか、その辺をちょっとお考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○松本説明員 お答えを申し上げます。

先生御承知のとおり、軍歴期間は恩給制度の対象となつておるわけでございまして、現行の各共済制度、これは恩給制度をそもそも引き継ぎました一本の制度でございまして、軍歴期間につきましては共済年金制度において通算をするという取り扱いになつておるわけでございまして。

一方、国民年金制度あるいは厚生年金保険制度につきましては、制度発足の当初から、社会保険方式と申しまして、そもそも一定期間の保険料の拠出を加入者の方からしていただきまして、それに見合つて給付を行う、こういう仕組みをとつておるわけでございまして。したがって、提出期間のないものにつきましては給付の対象にするというようないことは、実は厚生年金あるいは国民年金においては想定をしていないということになつておるわけでございまして、軍歴期間を通算して取り扱うというのはなかなか困難だということになつておるわけでございまして。

それで、確かに先生のおっしゃるような意味でアンバランスがあるじゃないかという御指摘もよく聞くわけでございまして、厚生年金制度

を例へば例にとつて申し上げますと、厚生年金制度は民間のサラリーマンの方々の制度でございまして。それで、制度が発足する以前現実にサラリーマンであつた方もおります。それから厚生年金制度も、最初からすべてのサラリーマンの方々を対象にしていただけてはなくて、年を経て徐々に対象を拡大してきておるわけでございまして。例へば、五人未満の事業所のサラリーマンの方々はつい最近厚生年金の対象になつたわけでございまして。そういういたしますと、厚生年金制度は従前から新しく年金制度の対象となつた時点以降厚生年金に加入していただき、それ以降の期間について保険料の納付をしていただき給付をしてまいるという形になつておるわけでございまして、仮にでございしますが、軍歴期間の分について厚生年金に通算をするというふうなことをいたしますと、今後はかつてからサラリーマンをずっとしておられた方、こういう方とのアンバランスというふうなこともまた出てまいるわけでございまして、なかなか簡単な答えは出ない。そもそもやはり恩給制度と、社会保険方式をとつております厚生年金あるいは国民年金の制度の違いというふうなところによつて立つところがあるわけでございまして。

それで、今後公的年金制度の一元化というのが課題になつております。平成七年度に向けての課題でございまして。しかしながら、これからいろいろと検討を進めていくわけでございまして、それと年金制度の一元化を考へる場合の一つの重要な例として、前回の六十一年の年金制度改革でいわゆる基礎年金制度というのを導入いたしました。これで公的年金制度のいわゆる一階部分というのが一元化が行われたわけでございまして。

その場合どういふふうないたしましたか申しますと、各年金制度というのはやはり歴史的な経緯とか沿革が先生お話をあつたようにいろいろ違つたわけでございまして、各公的年金制度の中で一元化を考へていく場合には、例へば基礎年金制度の場合には各制度の共通の部分というのを押さえることをしないと、制度ごとに損得が出てまいります。

したがって、三十六年四月以降、国民皆年金制度ができた以降の部分について一元化をやつた、基礎年金制度を導入したというふうなことになるわけでございまして。将来被用者年金制度全体についての一元化を考へる場合にも、一定時点以降の共通の給付の部分というふうなものに着目していかないとなかなかうまくまとまりのある答えが出てこないのではなからうかというふうなことも考へられるわけでございまして、なかなか難しい課題ではなからうかというふうな考へておるところでございまして。

○田口委員 それでは時間も余りありませんので、ちょっとまた話題を変えさせていただきます。

総務庁にお尋ねをいたしますが、これは四月二十一日付の官庁速報の中にあるのですが、総務庁の責任者が「地方活性化と国・地方を通ずる行政の改革」ということで講演をした。それがいろいろ自治体関係者の中でちょっとした話題を呼んでおるというふうな官庁速報の中で出ておるわけですね。

そこで、まずお尋ねをしたいのは、本委員会でも法案を審議いたしました、新行革審の中に国と地方の関係等に関する小委員会というのが設けられておるというふうな聞いておるわけですね。それは設置をされて今日までのような審議の状況になつておるのか、今後どういふ形でそれが結論というものを示していこうとおるのか、その辺のあらましをちょっと御説明いただきたいと思ひます。

○金丸国務大臣 国と地方の関係につきましては、昨年総理から新行革審の方に審議の御依頼がございまして、ことしの二月行革審の中にそのための小委員会を設けておる、今、毎週一生懸命勉強していただいております。現在までのところでは検討の期間をおおむね一年間、恐らく十二月までには結論をお出しになりまして御答申になるのではなからうかと思つておるわけでございまして、二月から四月にかかけましては制度の現状等につきまして関係省庁からヒアリン

グを行い、五月、六月にかけまして関係団体、それから有識者の方々などからヒアリングを継続する予定、このように聞いております。

実は、私が就任いたしましたから行革審の御審議を見ておりますと、実に御熱心で毎週毎週地方からも上京していただいております。御審議になつておるのでございますけれども、実に精力的に審議をし、現在はヒアリング等で勉強していただいております。でございます。そういう段階でございまして、まだ具体的な内容までは御報告申し上げる段階ではございませんけれども、多分十二月までには御答申をいただけるのではなからうか、かように推察いたしておるところでございまして。

○田口委員 今大臣の方からお答えをいただきましたので、私もこのことについて少し内容的にお尋ねをしたい点がまだたくさんあるのですが、時間もありませんので、もう一点お聞きをしておきます。

今審議が行われておるいわゆる新行革審、これと地方制度調査会との関係なんです、これはちょっと古い話だと思つたのですが、昭和五十五年の十月二十四日に閣議で、自治省と当時総務庁でなくて行政管理局になると思つたのですが、両省庁間において、第二臨調の審議対象について国と地方に関連あるもの、その程度にとどめて、いわゆる地方自治体固有の項目については地方制度調査会で審議をする、こういうことがお互いに確認をされておるというふうな聞いておるのです。また、百七国会です、一九八六年十二月九日の本会議で、当時の中曽根総理も、臨調答申に基づく行政改革を推進するための審議機関として行革審を設置するんだ、こう言つておるわけですね。したがって、今大臣も御答申になつたように、これからいろいろ行革審の中で審議が続けられていくと思つたのですが、そして一定の期間が来れば答申もあると思つたのですが、この五十五年当時の地方自治体固有の項目については地方制度調査会で審議をするということは今日も依然としておるのか、ちゃんと守られておるのか、その辺をひとつ御確

認をさせていただきたいと思ひます。

○百崎政府委員 いわゆる新行革審と地方制度調査会との国、地方問題にかかわる関係でございますけれども、実は第二臨調を設置する際に、これは五十六年三月でございますが、衆議院の予算委員会におきましてもやはり同じような問題がございまして、これに対して政府の統一見解が出されたわけでございます。それによりまして、第二臨調の調査審議の範囲は、いわゆる第一次臨調におけるのと同様に「地方自治の本旨を尊重し、地方自治の問題については、国の行政との関連において調査審議する」ということになされておりました。この点につきましては新行革審におきましても同様の立場にあるというふうに理解いたしております。

○田口委員 それでは、時間ありませんが、最後に外務省にお尋ねをいたします。

最近の報道で私も実は大変ショックを受けているわけですが、アメリカの空母タイコンデロガにおける水爆水没事故の問題、これはあの報道があつて、日本国民はもとより、特に沖縄県民あるいは私のような被爆県民であります長崎県民にとつては大変なショックを実は受けておられるわけで、関係自治体もさまざまな動きが見られておるわけですね。

そこで、外務省から出されましたアメリカ政府からの説明というものの文書を私も見せていただきましたけれども、非常にたくさん疑問を持っています。技術的なことについては時間ありませんので触れませんが、まず第一にお尋ねをしたいのは、この事故のときにアメリカの方から日本政府に対しては何の報告もなかったのかどうか。どうも私は、このような重大事故があつたときにアメリカから日本政府に対して全然報告もなかったという事は信じられぬような気がするのですが、率直に言つてどうなんでしょう。それはあつたのですか、なかったのですか。

○時野谷政府委員 お答えを申し上げます。

先生おっしゃられましたとおり、私どもこの事故について報ぜられました以降国民の間で懸念、不安が広がっているという事情は重々承知をいたしております。外務省といたしましてはなるべく早くそういう懸念、不安を取り除くべく努力をいたしている次第でございます。

具体的に先生ただいまお尋ねの点でございますが、一九六五年当時この事故が発生いたしましたときにアメリカ側から我が方に対して通報はなかったと承知をいたしております。

なお、当時、本件につきまして米国のなかにおきましても公にはされなかったというふうに承知をいたしております。

○田口委員 今一九六五年当時には日本政府に対してそのような報告はなかったというふうに言われるわけですが、今後このような核に関する事故、これはどういう事故が出てくるかはなかなか想定しにくいのですが、このようなことがあつたときにはやはりきちつと日本政府に対して報告をする義務があるとかそういうことをさせるかというのを考えるべきじゃないでしょうか。その辺についてはどうなんですか。外務省としては全然検討はされておらないのですか。また、そういう通告の義務も現状としては全然ないわけですか。

○時野谷政府委員 事故が起こりました当時米国のこの事故につきまして公にしなかったという理由でございますが、アメリカ政府が言つておりますことは、その事故のために公共の危険が生ずる可能性がある場合には事故について公にするというのがアメリカの政策であるということをお示しております。一九八一年には過去の核兵器にかかわるところの事故三十二件を記載いたしました報告書をアメリカ政府は発表いたしましたけれども、その中におきましてもアメリカは、特定の場所における核兵器の存在を肯定も否定もしないという政策を維持しているという事を言いつつ、他方において、事故のために公共の危険が生じた、こういう場合には公にするのであるという

ことを申しております。現に私がただいま言及いたしました報告書の中に記載されております三十二件の事故のうちスペインで生じた事故とグリーンランドで生じた事故につきまして、米政府のそういう判断に基づきまして公に出した次第でございます。

今回この事故が報道されるに至りました後にございまして、米政府は環境に悪影響が及ぶ、そういう悪影響が及ぶというふうに信ずるに足る理由がある場合にはこの種の事故についても具体的に公表するのである、そういう規則は当時も存在しておつたし現在も存在しておる、こういうことを言つておる次第でございます。アメリカに關する限り、公共の安全ないし環境に影響があるというふうな事故が万一起りますならば米政府としては公表する、こういうことであるというふうに理解をいたしております。

先生具体的に御示唆のありました核兵器の事故が起こつた場合に公表なり通報なりすることを義務づけるというお考えでございますが、私は御示唆の点は実現は極めて困難なことであらうというふうに思ひます。先ほど若干触れましたけれども、アメリカ政府はいわゆる特定の場所におきまして核兵器の存在を肯定も否定もしないという立場をとつておられるということもございまして、もしそういうことを考えますならばアメリカだけの問題ではございまい、あるいはソ連のこともございまい、中国のこともあるというふうなことを考えますので、義務づけるというふうな体制を考えると至難のことであらうというふうに思ひます。

○田口委員 今の答弁は、もう私は余り文句を言うつもりはなかったのだけれども、中国とかなんとかほかの国を持ち出すのはどういうことなんですか。私も今言つておるのは、日本においての問題を言つておるのです。別にその国でやつたからそれをどうだと言つておるのじゃないのです。それはちよつとあなたの答弁は余りに人をばかにした答弁ですよ。いいですか。そ

れなら、タイコンデロガはこの事故が起きてから横須賀に入港しているわけですよ、二日後に。乗組員の証言によつても、三十個から五十個の核爆弾を積んでおつたというのです。事前協議があつたのですか。

○時野谷政府委員 ただいま先生御指摘の、タイコンデロガが当時事故を起こした後にどこに寄港したかという点については、私も確認がとれておりません。私も、その船が横須賀にその後寄港したという報道があることは承知いたしておりますけれども、その点については現在アメリカ側に確認のために照会中でございます。いずれにいたしまして、先生御質問の事前協議があつたかどうかという点につきましては、当時事前協議はございませんでした。

○田口委員 今のお答えのように事前協議はなかったんですよ。ところが、そのタイコンデロガが横須賀に入港したかどうかは実は確認はできていない、やはりその辺から私は問題があると思ふのです。

これは、私が手に入れた資料の中で、アメリカの海軍作戦部長の通達ですが、「米海軍軍艦の外国の港への寄港について」という通達の中に、手続として三つあるのです。フリーパスと通告と許可手続と。それで、世界各国の状況を見ますと、例えばイギリスにおいてアメリカの艦艇が寄港する場合には通告をすとか、ドイツ連邦共和国の場合も通告、あるいはインドネシアなどについては許可手続が要る。日本の場合は通告と書いてあるんですよ。ところがその中に、横須賀、佐世保、岩国、沖縄についてはフリーパスと書いてある。これは外務省、知っておるのですか、こういうこと。

○時野谷政府委員 ただいま先生御指摘になりました文書を私もつまびらかにいたしません。横須賀ということについて申し上げれば、御承知のとおり、横須賀は施設、区域として米側に提供されている次第でございます。したがって、そこに艦船が出入りする場合に我が国の当局に通

報しなければならぬという仕組みにはなっていない次第でございます。

○田口委員 今までも何回も私も本委員会等で、核搭載の艦艇の日本寄港の問題あるいは非核三原則の問題その他を取り上げて質問してきたんですよ。この資料によれば、世界各国に対する手続が書いてある中で、日本の港に寄港する場合は通告でよろしい、ただし横須賀、佐世保、岩国、沖縄については通告の必要もない、フリーパスで入つてよろしい、こんななめたやり方がやられている。それを容認しておるところにいろいろな問題があると思うのですよ。

ですから、かつての駐日大使であったライシャワー氏などが言明しておるように、もう核搭載艦が日本に入つてきておる、それはもうお互いに暗黙の了解になっておるという言ひ方も出てきておるわけですね。だから、これで非核三原則を守つておるなんて思つてゐる国民は、少なくとも核の持ち込みがなされておると考へてゐる国民が大多数だと私は思うのですよ。ですから私は、今回のタイコンデロガのあの事故が報道されて新たな事実が出てきた、これを機会に、やはり非核三原則をきちつと守る、アメリカへも要求すべきものはきちつと要求をして、フリーパスなんというこんなことが堂々と海軍の作戦部長の通達で出されるようなことは許されてはいけないと思うのですよ。その辺の政府の非核三原則厳守という点について、再度ひとつお聞きをしたいと思ひます。

○時野谷政府委員 先生御指摘の米側の文書につきまして私がコメントするのはいかがかと思ひますが、先ほど私が申し上げました、横須賀は施設区域として米側に提供されておつて、したがうままに、そのもとでは当局に通告することなく米艦船が入港できるという枠組みは地位協定の仕組みであるということをお説明させていただきたいと思ひます。

先生お尋ねの非核三原則でございますけれども、私も累次御説明申し上げておりますとおり、日米安保条約上、艦船によるものを含めまして核

兵器の持ち込みが行われる場合にはすべて事前協議の対象となる、また核持ち込みの事前協議が行われず場合には、政府としては常にこれを拒否する所存であるということをお申し上げてきておる次第でございます。私も、このもとにおきまして非核三原則は十分に担保されているというふうに認識をいたしておる次第でございます。

○田口委員 以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○玉生委員長 井上和久君。

○井上和委員 大変お忙しい中官房長官にお越しいただいておりますので、初めにお伺いをいたしたいと思ひます。

小淵官房長官、御就任以来本場に御苦勞続きでございますが、今、日本の国民の政治に対する不信というものは大きなものがあり、またこれをいかにして回復するかということが大変な問題であると思つて前向きに御答弁をいただきたい、そういう姿勢をお示し願ひたいと思つております。

元官房長官の藤波代議士が起訴をされました。また、元我が党の議員でありました池田克也代議士も起訴をされたのであります。私は、このリクルート事件についてはこれらをもつて幕引きにしては決してならない、そういう強い気持ちを持っておるわけでありまして、本日一時から中曽根前総理の証人喚問が行われるわけでありまして、檢察当局に対してその全容解明を徹底して行うよう要求をいたしますとともに、国会においては最後まで、この構造汚職に隠されておる基本的な病根と

いうものを徹底してえぐり出すまでやらなければ、まずは国民の政治への信頼を回復することは難しいんじゃないだろうか、こういうふうに思つておられますが、官房長官として、元官房長官が起訴をされたというこの事実に基づいて、ただいまの御心境をまずお伺いしておきたいと思ひます。

○小淵國務大臣 民主政治におきましては、国民

の信頼と協力なくしては政治を遂行することができないことは言うまでもないことであります。そうした観点に立ちまして、ただいまの井上委員の御指摘につきましては、私も考え方を一にいたしておる次第でございます。

御質問のありました元官房長官藤波衆議院議員に關しましての起訴事実につきましては、捜査当局において厳正な捜査が進められたと承知しており、その結果については厳密に受けとめておるところでございます。行政の衝にある者は、行政府に対する国民の信託にこたえるべく常に自省自戒していかねばならない、このように考へております。そうした意味合いにおきまして、現内閣といたしましては、喫緊の課題である政治に対する国民の信頼回復のため、現在進めている政治改革につきましても全力を尽くし、国民の信頼を回復できましように全力を挙げていきたい、このように考へておる次第でございます。

○井上和委員 ところで、藤波元官房長官が官邸において五百万の小切手を受け取つたということが明らかになつております。この起訴事実というところにも、永田町二丁目三番一號総理大臣官邸において、江副から、リクルート社の江副振出しに係る金額百万円の小切手五通を受領というふうなことが書いてありまして、国民は官邸でそういうことが行われておるのかということに大変ショックを受けたであらうし、またこれは大変問題であるというふうに思つておると思ひます。

我が党の新しい委員長に就任をいたしました石田委員長が、この間就任の際に、信頼回復の道といたことで、政治資金については出るといふことも入るといふこともこれをすべてガラス張りにして、公私混交などいささかも疑問を持たれることのないようにすべきである、党内倫理確立の一つとしてこれをやっていきたい、こういうふうにご語つております。私もまさに今、政治家の資金、さらには国の予算にあつても、その公開をする、明確に皆さん方に示すということがまずは自分自身に対する信頼を生むことであらうし、また国民

に対して当たり前であり、また親切な態度であらうというふうに思つております。

今年の三月でございましたが、大阪の地方裁判所におきまして、大阪府に対して知事交際費の全面公開を命じた判決が出ました。このことにつきましては官房長官御存じだと思います。それで、ぜひお伺いしたいと思ひますが、まず、内閣総理大臣の交際費というのは幾らぐらいあるものでございましょうか。

○内藤(勲)政府委員 内閣官房に計上されております昭和六十三年年度の交際費の予算額でございますが、千三百三十八万三千円でございます。

○井上和委員 それとも一つお尋ねをいたしますが、内閣官房予算の中に報償費というのがありますが、これは平成元年度は幾ら計上されておりましたでしょうか。

○内藤(勲)政府委員 御質問の内閣官房に計上されております平成元年度の報償費の予算額でございますが、十五億二千九百万円ということでございます。

○井上和委員 すなわち、五十一億六千六百二十二万六千円が内閣官房予算でありますから、報償費というのがは三分の一近くを占めておるというふうなことであります。まず、この報償費とはどういうふうなものを報償費というのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○内藤(勲)政府委員 報償費でございますが、報償費の性格といたしましては、国が国の仕事を円滑に推進するため、その状況に応じ、最も適当と考へられる方法により機動的に使用される経費でございます。例えば、一國の総理として広く内政、外交の円滑な推進を図る上において、これに關し功勞、協力及び努力があつた者等に対し、その勞苦に報い、さらにそのような寄与を奨励することが望ましいと思はれる場合において、その状況に応じ、最も適当な方法で支出するものでございます。

○井上和委員 ぜひこの報償費の内訳というものをお示しをいただきたいと思ひます。使途で

すね。

○内藤(勲)政府委員 ただいま説明しましたのは使途の概要でございますけれども、具体的な中身につきましては、事柄の性格上お話しできないものでございます。

○井上(和)委員 そのところが問題でありまして、十五億という大変大きな国民の血税でございますが、使途については明らかにできないということでございます。

実は、これは五十七年の予算委員会でございますが、宮澤さんが当時は官房長官でございまして、そのときに、その使途について明らかにせよという質問があった、その質問に答えて、このように御答弁になっておるのです。「経理につきましては会計検査院の検査を受けております。ただ、報償費はきわめて高度の機密を保持しながら経理する必要があります。経費でございますので、内訳については申し上げかねます。しかしながら、会計検査院の検査を受けております。」こういう御答弁。もう一歩突っ込んだ御質問に對しまして、「報償費の目的と使途につきましては先ほどお答えをいたしました。それが適正に支出されておるかおらないかということはモラルの問題でございます。適正に支出されておると考えております。」こういうふうに御答弁になっておりますが、官房長官、これ、どうでしょう、この答弁があるのですか。

○小淵國務大臣 当時の宮澤國務大臣がお答えいたしましたことと今日変わった点はございませぬ。

○井上(和)委員 変わらないということは、同じ考え方、同じ答弁だということだと思えますが、そうしますと、ここに適正に支出をされておるかどうかということについては、これはモラルの問題である、こういうふうに言われておるわけでありまして、今、日本の政治の中で一番求められておるのが、最も崩れておるものと言われるのがいわばモラルだと思えます。したがって、モラルの問題であるならばこそ、こういうことは今明らか

にするべきときではないのかと思います。国民がモラルを疑っておるのです。モラルが崩れておると見ている。そういうときに政治に対する信頼を回復するために、こたえるためには、まず、こういうモラルの問題であると済ましておる事柄を明らかにすることによって、そのモラルの低下を防ぐといえます。どうか、信頼を回復することに心がけるのだ、こう私は思うのですが、官房長官、どうでしょう。

○小淵國務大臣 モラルと答弁申し上げたのは、先ほど政府委員から御答弁申し上げましたように、報償費の性格、目的にたつことなく、みずからのモラルに基づいて適正に支出をしておるということをお願いしておるのだらうと思っております。私自身もそのような考え方に合致して国の進運のために、先ほど御答弁申し上げましたような趣旨に基づいて適切に對処しておるところでございます。

○井上(和)委員 大変しつこいようで申しわけないのですが、官房長官、実際、今国民は本當に政治家に對してモラルがないという声があるのが事実だということに私は思うのです。だから、こういうふうな事柄を国民に明らかにしないで、ただこれはモラルの問題として適切に支出をしておるのだ、ということだけを言うことによって、それで国民がああそうですかという答えを出さないんじやないかという気がするんです。そういうふうな意味で、こういうふうな今まで不明朗な事柄を今こそ明らかにすることが内閣としてのモラルではなからうかという気がするわけなんです。それでそれを申し上げておるのであります。

○小野田會計検査院説明員 お答えいたします。本院の検査は、御案内のとおり、在庁して行う書面検査とそれから現地に赴いて検査する実地検査の二本立てというところでございまして、お尋ねの報償費につきましてはこの二本立てで行っております。具体的には、計算証明書類といたしまして本院に提出されてまいります取扱責任者に対する支出決議書あるいは取扱責任者の請求書及び領収証書それから取扱責任者が作成した支払い明細書等につきまして書面検査を行いまし、また実地検査の際、取扱責任者の手元に保管されている証拠書類の提示を受けまして、支出目的等について適正に使用されたという確信が得られるまで関係書類の提示や説明の聴取を受けている状況でございます。

○井上(和)委員 それでは総務庁長官に伺いたいと思っております。官房長官、ありがとうございます。結構でございます。

総務庁長官、お願いをいたします。

リクルート疑獄というのは政治家を初めとしたしまして公務員のトップである事務次官まで巻き込むという、こういうふうな事態になっておるわけでありまして、政治倫理、政治改革を早急に確立していくことを今求められておると思っておりますが、特に公務員の綱紀厳正についてお伺いをいたしたいと思っております。

このことにつきまして通達等が出たということとは伺っておるわけですが、特にこういうふうな現状にあつてこの公務員の綱紀厳正ということについてはどのように取り組まれ、今後どういうふうに進めていかれるようにしておられるのか、現状についてお伺いをいたしたいと思っております。

○金丸國務大臣 お答え申し上げます。実は昨年十二月総務庁長官に就任いたしました際、労働省、文部省の御承知のような事件がございまして、現在我が国の公務員に對して国民から求められておるものは綱紀厳正である、こういう

ふうに非常に強く感じました。それで私は就任の際にもそのことを申し、どうしてもこれは綱紀の厳正を厳格に行われるようにいたしますことが総務庁としても大事な仕事であると考えてまして、各省庁のこれに對する対処のいたし方をずっと注視してまいりました。

閣議等におきましてもこのことが決定をされ、官房長官からも通知がされ、また実際に各省ともあらゆる方法を講じて綱紀厳正の徹底と実現に努力しておられることは私も重々承知いたしております。しかし、綱紀厳正というのはやはり長い課題でございます。一時緊張したといたしましてもまた役人の、私も役人上がりでございますので、役人の性格や実態はある程度承知しております。これはやはり不潔に、綱紀厳正を唱えまばかりでなく、変な言葉で申しまわらない、こういうふうな考え方をいたしました。

各省庁で努力をされておることは私も十分に承知いたしておりますけれども、やはり民間との接触が非常に多い官庁の部局でございますとか、あるいは許認可等の権限の非常に多い課、係、そういうところもございまして、特にそういうところにつきましては、各省庁の人事担当の部局、あるいは実際にその仕事を担当しておる局長とか課長とか、そういう人が常時注意しておつてもらわなければならぬわけでございますけれども、役人同士かばい合うというふうなこともまたなきにしもあらずでございます。やはり客観的な立場で、役所全体としての綱紀の保持ということに常時目を向けてもらふようにしなければならぬ。

それにはどのようにしたらいいかということも考えたのでございますが、私どもの方から提案をいたしましたところ各省の事務次官の賛成も得られましたので、綱紀厳正の点検委員会というふうなものを各省庁に設けまして、常時綱紀の保持にいわば目を光らしてもらふような組織をつくつてもらうことにいたしましたのでございます。ただつくつただけではいけませんので、少なくとも年二

回ぐらひは各省庁でどのように綱紀の保持について点検をし、そして状況、実情がどうかであるかという点を私どもの方に知らせたい、相ともに綱紀の厳正と申しますか、保持に努めていくようにしなければならぬ。ようやくそのような常時綱紀の保持に努めるような体制ができたところ、ごさいまして、八月ぐらひに第一回の御報告を各省からいただくようにしたい、このように考えておるところでございまして。

○井上(和)委員 監視の目を緩めないようにということで、また特にたいま御答弁いただきました中で、今まで総務庁としては、通達あるいは周知徹底ということはあるけれどもそれが各省庁ではどういふふうな具体化されたか、どんなことができたのかということをお聞きしたいと思います。

○井上(和)委員 監視の目を緩めないようにということで、また特にたいま御答弁いただきました中で、今まで総務庁としては、通達あるいは周知徹底ということはあるけれどもそれが各省庁ではどういふふうな具体化されたか、どんなことができたのかということをお聞きしたいと思います。

○井上(和)委員 監視の目を緩めないようにということで、また特にたいま御答弁いただきました中で、今まで総務庁としては、通達あるいは周知徹底ということはあるけれどもそれが各省庁ではどういふふうな具体化されたか、どんなことができたのかということをお聞きしたいと思います。

最終報告書が出て、早期導入というふうな話になっておるのだからと期待をしながらこれをお伺いするわけですが、現在の状況においてオンブズマン制度がどういふふうなことになるのか、まずお伺いしたいと思います。

○山本(眞雄)政府委員 たいま先生から御指摘がございまして、臨調、行革審におきまして、現在の行政苦情相談制度の活性化の方策、もう一つは、我が国の風土に合った形でオンブズマン制度そのものを導入する問題、この二つにつきまして具体的な検討を進めるべきである、こういう答申がございまして、政府におきましては累次の閣議決定におきましてその具体的な検討方につきまして決定をしまいたつたわけでございます。

たいま先生が御指摘されました六十二年六月のオンブズマン制度研究会はこれらの答申を受けた結果設けられたものでございまして、この報告書におきまして、現在の行政苦情相談制度につきましましては民意を反映する仕組み等を具体的に検討する、という指摘、さらにオンブズマン制度そのものにつきましまして、我が国の風土に合い、かつまた現在の行政苦情相談制度と有機的な連携を保つ、そういう制度の導入を前提といたしまして具体的な設置構想を提言しておられるわけでございまして。

私どもにおきましては、これらの御答申を受けまして、一昨年の暮れに、第一点の現在の行政苦情相談制度に民意を反映するという点につきましまして、林修三内閣法制局長官を座長といたしまして行政苦情救済推進会議を設けまして、総務庁が受け付けました行政苦情事案のうち行政の制度運営の基本にかかわるような困難な問題につきましましてこころ十分御審議いただきまして、そしてそこへ高度の国民の、民間有識者の御意見を反映するという形で運営をいたしてございまして、既に一年近い実績を積み上げて、先般第一回の成果を公表いたしました次第でございまして。

きましては、たいま先生も行政監察局の中に検討会を設けまして、既存の行政苦情相談制度との有機的な連携のあり方、あるいはオンブズマンが仮に設けられたときの役割分担その他もろもろの問題がございまして、現在実務的な観点からさまざまな問題点について検討をいたしてございまして、先ほど申し上げました行政苦情救済推進会議の運営実績をさらに踏まえまして、できるだけ具体的な検討を進めるように現在いたしておる状況でございます。

○井上(和)委員 この制度につきましましては、外国においてはそれぞれその国の実情もありまして、原則的なことは同じといたしまして、日本におきましてはやはり日本型と言われるようなものがある、それを検討されておるの、どういふものがある、その状況の中で、今言われたように行政の苦情というところもありまして、オンブズマン制度によつてまさに新しい風が吹く、じゃないかというところが期待される、どういふものがある、そういうふうな意味から、これは検討時間から見ましても大変長いもので、旧の行政管理局のときから具体化されているようなお話でありまして、また、六十二年六月十七日でしたか、閣議決定もなさつておるといふふうなことでありますが、そんなことから考えまして、状況を見ながらと、いろいろなことを勘案しながら、これは大事なことでありますが、やはり決断をし、早く、いつまでにやろうという具体的な決意が生まれなければどういふふうな具体的な決意が生まれないかと思ふのです。

そういうふうな点で、このあたりまでにとにかくは無理としまして、何らかの具体的な、こういう状況だからこうしたいといふふうなものがありましたら、もう一言お願いしたいと思ふます。

○山本(眞雄)政府委員 たいまの御指摘の点でございまして、御案内のように六十二年のオンブズマン制度研究会の報告書におきましても、現在の行政苦情相談制度に取つてかわるものではない、現在の行政苦情相談制度が十分なし得ない部

分について役割を果たす、そのためにオンブズマン制度を設けるとすれば、現在の行政苦情相談制度との有機的な連携につきましまして体制とか手続、運営、分担、万般について十分検討すべきである、こういうふうになってございまして、具体的なポイントが私どもの方に投げられてございまして、私どもは私どもの方に検討を進めてございまして、非常に問題点が多いことも率直に申し上げなければならぬと思つてございまして。したがって、これら多くの問題を現在詰めてございまして、率直に申し上げまして現段階でいつまでに結論を出すという明確な時期は申し上げかねますが、行政苦情救済推進会議も鋭意開催いたしてございまして、今後、これらの実績も踏まえまして、できるだけ速やかに結論を得るよう鋭意検討を進めてまいりたい、このように考えてございまして。

○井上(和)委員 それでは、次に行きたいと思ふます。

平成元年年度の恩給年額及び各種恩給の最低保障額を二・〇二%増額改定される、こういうふうな法案であります、この二・〇二%とされた根拠をまず伺つておきたいと思ふます。

○石川(雅)政府委員 平成元年年度の恩給の改善に当たりましては、恩給が国家補償的性格を有するものである等の特殊性を考慮しつつ恩給年額の実質価値の維持を図る、そういう観点から、恩給法二条ノ二の規定のとおりまして諸般の事情を総合勘案して決めさせていただいたわけでござい

この二・〇二%の算定根拠につきましましては、公務員給与の改定率、これは(行)俸給表の本俸改定率、二・三五%でございまして、これと消費者物価の上昇率、予算編成時におきます見込みが〇・七%でございまして、これら諸般の事情を総合勘案して定めたものでございまして。

○井上(和)委員 恩給の受給者という人たちの年齢がだんだん年ごとに高くなつてございまして、そういうふうな考えましますときに、この国家公務員給与の改定率あるいは物価の事柄、いろいろなことを

総合勘案されるというふうな先ほどの御答弁もございましたが、ただ私が思いますことは、特に二・〇二というパーセントだけを掛けて物事を考えるときに、その分母といましようか、もろが大きければ金額でいくと大きい金額になります。それが小さければ、同じ二・〇二でも小さな金額になる。これはもう当然のことです。ただ使うのはパーセントを使うのじゃなくてお金を使うのでありますから、その金額自体が問題でございまして、そう考えますときに、この二・〇二という金額が算出されたということに對しまして、私は非常に不満を感じておるわけであります。特に、消費税が導入されたという状況、また消費税の持つ生活を圧迫する度合い、こんなものから考えますときに、これは特に少ないというふうには私は考えるわけであります。消費税の導入に伴う消費者物価の上昇、こういうふうなことはどのように勘案されたのか何いたいと思います。

○石川(雅)政府委員 先ほど御説明申し上げましたが、平成元年度におきます恩給年額の改定は、国家公務員の給与の改定率、それから消費者物価の上昇率等諸般の事情を総合勘案して決めさせていただいたところでございます。消費税の導入につきましては、本年の恩給改定に用いました消費者物価の上昇率というのは、昨年一月から十二月までのものでございます。それも予算編成時における見込みであつたわけでございます。したがって、本年四月から実施されております消費税については、その消費者物価指数の中には反映されておらない、こういうことになるわけでございます。消費税の分につきましては、ことしの消費者物価の変動の中にそれが反映されてくるということになりますれば、来年度におきます年額改定において考慮されることになるであろう、このように考えているところでございます。

○井上(和)委員 これは制度的なものとして仕方がないのかもしれませんが、今現に消費税が導入されて、それによって物価が上昇しているというところはもういろんな調査でも明らかなので

す。したがって、これから向こう一年間の生活は消費税の入った中で生活になる、これはしょうがありません。そういうときに、検討して上げる上げ率は今の消費者物価は全然考えないということでありまして、来年から考えましようということですから、そうすると、この一年間は生活は非常に苦しくなると思いませんか、皆さん方にとってみましたら、それは大変なことですよ。これは実質消費支出ですから多少物価のあれとは違いますが、これにおきまして現に八八年度は平均二・七%増加になっている、こんな資料も出ています。そんなことから考えましたら、私は恩給で生活なさっておる方々にとりましてはこの一年間は特に大変じゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○石川(雅)政府委員 今井上委員のおっしゃることは私も理解できるわけでございますけれども、恩給だけに限りませず他の年金あるいは民間の資金あるいは公務員の賃金、そういったものがすべて物価を参考にいたします場合には過去の物価の実績を参考にすることが通例になっているわけでございます。恩給におきましてもそうした方式をとっているということで御理解願いたいと思います。

○井上(和)委員 それでは、経済企画庁さんをお願いしたいと思います。

平成元年度予算編成時において、本年の消費者物価の上昇率というものをどのように見込んでおられますでしょうか。

○中名生説明員 お答え申し上げます。

平成元年度の消費者物価につきましては、物価の安定基調に大きな変化がないと考えまして、消費税の導入等による影響を含めまして前年度比で二・〇%程度の上昇というふうに見込んでございます。

○井上(和)委員 消費税の物価に与える影響というものは大きなものがあると思つて、それが、それについて、どういうふうな影響を与える、こう見ておられますか。

○中名生説明員 お答え申し上げます。

消費税が消費者物価に与える影響につきましては、消費税だけといひますか今度の税制改正全体が消費者物価にどういう影響を与えるかということとで私も試算をいたしておりますが、結論的には一・二%程度消費者物価を押し上げるというふうに考えております。これは、消費税が三%でございまして、既存間接税の廃止等がございまして、それらを総合勘案して一・二ということでございます。

○井上(和)委員 これはそれぞれといひましようか、政府はそういう見解をお持ちであるということでありまして、実質はなかなかそうはいかぬのじゃないかというふうに我々は思つております。

それでは、この消費税導入後の物価動向というものにつきましては、できたら公取委さんにも来てもらつたらよかつたなと思つたのですが、今、便乗値上げに對しても大変問題になっております。こういうふうな便乗値上げの問題とか転嫁の問題、これらは当初から予想されました問題点でもあるわけなんです、特に便乗値上げの監視については四十四団体に注意とかいうふうなことが言われております。こういうふうなことにつきまして、物価の動向とあわせて便乗値上げあるいは転嫁の問題についての経企庁の見解を伺つておきたいと思ひます。

○中名生説明員 お答え申し上げます。

便乗値上げの動きにつきましては、経済企画庁にございまして物価ダイヤルに寄せられてくる苦情の状況でございますとか、あるいは今出ております一番新しい物価の統計であります四月の東京都支部の消費者物価指数、こういうものから見まして、特定の業種の一部の事業所に限られているというところではないかと思ひます。そういう意味では、消費税は総じて見れば価格に適正に転嫁されつつあると考えております。

ただ、私どももいたしましては、一部に生じているのではないかと、その便乗値上げの動きについては、これを牽制するとともにほかに波及

していくことはないというふうにしていくことが重要であると考えております。このため、便乗値上げではないかというふうな問い合わせにつきましては、関係省庁に御連絡をいたしたいとして事実確認をお願いするとともに指導していただくというところで、私どもとしてもできる限りの努力をしております。

また、あわせて物価のモニターあるいは地方公共団体を通じた価格動向の調査、監視ということを実施するとともに、消費者一人一人の方々が監視をしていただくということが一番の力になるわけでございまして、PRの方にも力を入れていきたいというふうな考えております。

○井上(和)委員 五月に入りまして急激な円安が続いております。したがって、原油価格の上昇ということもかなり予想されるわけであります。この急激な円安が今後の物価に對してどのような影響を与えるか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○中名生説明員 お答え申し上げます。

確かに先生御指摘がございましたように、最近の為替レートを見ますと円安の方に振れてきております。きょうも百四十二円台でございまいしょうか。それからまた、原油の価格につきましてもこのところ強含みという推移になっております。そういうこともございまして、最近の消費者物価は若干上昇傾向というところはございますけれども、私ども基調としては落ちついた動きであるというふうな考えております。それから、先ほど申し上げましたように、消費税の物価への転嫁というの、マクロで考えますとおおむね適正に転嫁がされていくというところであらうかと思ひます。

しかしながら、まさに御指摘いただきましたように、物価の安定というものは、景気の拡大を息長く続けていく、そういう意味からも極めて重要な課題でございまして、今後とも為替レート、原油価格あるいは国内の需給の動向というものを注視しながら、物価の安定のために一層の努力を払つてまいりたいというふうな考えております。

○井上(和)委員 経済企画庁からのお話を伺ったわけですが、そんなことを総合的に勘案いたしまして、結論をいたしまして二・〇二という恩給のパーセントというものが低いと言わざるを得ないのじゃないかというふうに私は思うわけでありまして。特に、消費税の導入という言葉がございまして、そういう方々にとって特に響くというふうな言われておるのが定説でございまして、そういうふうなことから考えますと、特に今恩給受給者、平均年齢が七十二歳を超えたと思うのですが、そういう皆さんの生活においてはこれが最もストリートにどうか、一番響く状況であるというふうな考えをわけでありまして、そういうふうな意味で、この二・〇二ということに対して国民の皆さんが納得できるような説明をせしめてもらいたいと思ひますし、最後にそれにつきましても一度御答弁を願ひたいと思ひます。

○石川(雅)政府委員 先生のせつかくの御質問でございまして、私どもとして、ただいまはつきりした二・〇二の算式と申しますが、それをお示しする状態にないということが大変申しわけなく思ひわけでございまして、私どももいたしましては、やはり受給者の立場も十分考えながら総合勘案という中で改定率をいろいろ議論し決めてまいったわけでございます。今後ともこの総合勘案というやり方を崩すというわけにはなかなかまいらないだらうと思ひますけれども、そうした受給者の気持ちも十分考えながら努力をさせていただきたい、このように思っております。

○井上(和)委員 毎年のことですが、当委員会がこの法案につきまして附帯決議を行われまして、その中に「恩給欠格者等の処遇について検討すること」というのがずっと入っていると思ひます。ずっと入っているというところは検討が十分でないということでもあるわけでありまして、これについてお伺いしたいと思ひわけであります。

特に出征地によって、出征地を甲乙丙丁という

ふうなランクがつけてありまして、甲のところは一年間が四年に相当する。それは激戦のぐあいであるとか、いろいろなことでそれが決まっておるのだそうでありまして、そういうふうな決められておることはおかしいのではないかとこの意見も実はございまして。出征時点において私はこの地点へ行きたいからといって行けるものではなかったし、それぞれ全部命令でもって行つたわけでありまして、それで行つておりながら、そのいたところによって年限が違ふということは大変矛盾しているのではないかとこの意見もございまして、私もそのとおりだと思ふに思ふわけでありまして。この問題につきまして、欠格者自体についての具体的な検討事項というものはどういふふうにしてこられたか、またするかということについてお伺いしておきたいと思ひます。

○文田政府委員 私から恩給欠格者の問題についてお答えさせていただきます。

恩給欠格者問題などのいわゆる戦後処理問題に關しましては、昨年五月に成立を見ました平和祈念事業特別基金等に関する法律に基づきまして同年の七月に平和祈念事業特別基金を設立いたしました。恩給欠格者を含む関係者の戦争犠牲性による労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対して慰籍の念を示す事業を行うとともに、戦後強制抑留者に対する慰勞品の贈呈等を行つているところでございます。平成元年度からは新たに恩給欠格者につきましては、基金の運営委員会の報告を踏まえまして、外地勤務者で加算年を含めて三年以上の方に書状を贈呈するとともに、このうち七十歳以上の方には高齢者から順に銀杯をあわせて贈呈するという措置を講じているところでございます。

○井上(和)委員 先ほど触れましたが、例の出征地によって甲乙丙丁、これにつきまして合理的でないという意見に對しましてどういふ見解ですか。

○石川(雅)政府委員 ただいまの先生の御質問は、旧軍人の加算年の問題でございます。戦後の

恩給制度におきましては、旧軍人等の加算年は普通恩給の受給権を取得するための要件として算入いたしまして、金額計算には算入せず、加算年を算入することによって初めて受給権を取得したいわゆる短期の在職者につきましては、その実在職年が最短恩給年限に不足する年数に応じて減額するといふようなことが原則であつたわけでございます。しかし、こうした加算年につきましては、制限は戦前には全くなかつたのでありまして、文官の加算年につきましても原則としてこういった制限がつけられていなかったといふようなことで、これを撤廃すべきである、こういう強い要望がございまして、加算年の取り扱いについては従来から漸次そうした方向での考え方がとられてきたところでございまして。

その結果、現在では五十五歳以上の者につきましては減算措置は行わないといふようなことになつておりました。さらに六十歳以上の者や傷病者あるいはその妻子につきましては加算年を金額計算の基礎に算入するといふようなことで現在行われていわけでございます。

この加算年について、先生のお話では、割り増し率等に差があるのは大変おかしいのではないかと、こういう御指摘でございますが、この加算年と申しますのは、本来戦地勤務等勤務の危険性とかあるいは特殊性、こういった実態に着目いたしまして、その実在職年の評価を高める、こういう性格を持つものであるわけでございますが、加算制度の枠組みにつきましては戦前から恩給法におきましてきめ細かく決められていたものでございまして、また、いわゆる戦務加算年等の加算の程度とか加算の認められる期間及びその地域、こういったものは動員で定めることとされておりました。戦時または事変の都度内閣告示で公示されてきたものでございまして、その内容は実質的に戦時、事変の状況を掌握しておりました旧陸海軍を中心に、加算事由の生じた当時においてございまして、したがって、今日の時点におきまして改

めてこれを再検討するといふようなことは、こうした加算制度を前提としております恩給制度の基本がこれによって崩れてくる、あるいはこれによって制度内のバランスも大きく崩れてくるといふようなさまざまな問題を生むわけでございます。今日この時点でこれを見直しをするといふことは適当ではないのではないか、かように考えているところでございまして。

○井上(和)委員 このことにつきまして、また改めまして御議論を申し上げたいといふふうに思ひます。

それでは、平和祈念事業の件につきましてもう一点だけ伺つておきたいと思ひます。

シベリア抑留者に対する慰勞のお話ですが、全おる人の中では漏れた人といふのは少ないだろうと思ひますが、対象の資格がありながらそういう運動も何もしてなくて、言いますとまさに蚊帳の外みたいな人たちがおるのではないかとこの気が私にはするわけでありまして、この対象者の中に漏れた人たちがおるんじゃないかということに非常に憂えておるわけでありまして、これについてぜひ何らかの対策をいたしませんか、方策を講じてもらいたいと思ひます。特に政府でいろいろなコマースシャルなんかを流したりして、消費税しつかり納めますなどというテレビコマースシャルがありましたが、私はできませんでした。こういう人たちはこんなですとよくいふうな、こんなコマースシャルこそ政府は流してもらいたいという気がするわけなのであります。

それで、現在のシベリア抑留者に対する慰勞の問題はどういふうな状況になつておりましたか、教えてもらいたいと思ひます。

○文田政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生お示しの戦後強制抑留者に対する慰勞金の支給等につきましては、お示しのとおり、政府広報等によりまして新聞等の活字媒体あるいはテレビ、ラジオ等の電波媒体を使いましてその周知を図るとともに、各都道府県あるいは市町村

にもお願いいたしまして広報紙への掲載等をいたしまして、その周知徹底を図ってきたところでございますが、さらに今後ともその周知徹底について努力してまいりたい、かように考えております。

○井上(和)委員 それでは最後になりますが、外務省に來ていただいておりますので、この問題について伺いたいと思います。

五月十七日だったと思いますが、沖縄の西銘知事が外務大臣に對しまして、水爆水没事故の真相究明あるいは非核三原則厳守、こういうふうな要請をされた際に、沖縄に大使を考へてもらいたいという要請があった、こういうふう聞いておりますが、これはそのとおりでしょうか。

○時野谷政府委員 西銘知事より先生がただいまお話ししの御要望があったと承知いたしております。私どもは、日米安保体制の効果的な運用を図っていきまう上、沖縄におきます米軍施設、区域の円滑かつ安定的な使用を確保していくということが非常に重要であるというふうに認識しております。従来とも私どもは防衛施設庁等関係機関との連絡を密にいたしまして、米軍にかかわる諸問題を的確に把握いたしますとともに、問題解決のために努力をしまいつていっているつもりではございますけれども、せっかくそういう御要望でもございますし、また、他の方面からそういう御要望を承つていっているという状況でございますので、から、どういふことがさらにできるのか、沖縄にかかわる諸問題に一層効果的に対応していくためにはどういふことができるのか、いわゆる沖縄大使と申しますか、そういう可能性も含めて検討をいたしている次第でございます。

○井上(和)委員 特に北海道大使というのが設置をされておまして、御活躍いただいておりますというふうなことも聞いておりますが、どちらがどういふことじゃないのでありますが、せひともこの沖縄大使というものを制度化する、せひそれを設置するというところに前向きにお取り組み願いたい、こういうふうにお願いを申し上げる次第であります。

ります。

時間が参りましたので、私は質問をこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○玉生委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後一時三十分から委員会を再開することいたします。

午後零時三十五分休憩

午後一時三十分開議

○玉生委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。角屋堅次郎君。

つきましては、午前の本委員会で金丸総務庁長官から提案理由の説明がありまして、引き続き我が党の田口委員を初め同僚議員からの質疑が展開されたわけでございます。それに引き継ぎまして私からも法の改正に関連した問題、さらに政務御多端の中、きょうは小淵官房長官も御出席でございますので、若干当面の政治情勢に関連をいたしまして、あるいは同僚議員が触れなかつた二、三の問題にも触れましてお尋ねをいたしたいというふうに思います。

まず、小淵官房長官の方にお伺いをしたいと思つてございまして、引き続けますが、私、国政舞臺に席を占めましてから既に三十一年目の活動に入つておるわけでございまして、ここに竹下総理を初め私も含めて二十五五年表彰の掲載がある非常に私にとっては大切な委員会場でございまして、それはさておきまして、申し上げるまでもなく私の三十一年間の国会活動の中でも今日のような政治情勢というのはいまだかつて経験しなかつた事態だと思つておるわけでございまして。

もちろん六〇年安保があったり警備法、政治防の問題があったりいろいろな問題がありましたし、またロッキード事件等の国際的にかかわる重大な問題もございまして、庶民宰相と言われた田中総理が今日司法の裁判の渦中に置かれてい

いう大変残念な事態も御案内のとおりあるわけでございまして。しかし、今日のリクルート汚職をめぐる問題というのは、深く触れるつもりはございませんが、きょうは中曽根前総理の証人喚問が遅きに失しましたけれども衆議院予算委員会十三時から行われるわけでございまして、これは国民注視の中で行われると言つても過言でないかと思うのであります。

私は最近の政治情勢というのを見てまいりまして、国民の師表であるべき政治家の中に、自分あつて国会なし、自分あつて国民なしというふうな感じのするやうな政治家が決して多くはないというふうな感を率直に言つて深くしておる一人であります。具体的にその最たるものがだれであるかということについては触れることは避けたいと思ひますけれども、そういう感を深くしておりますし、国民の政治不信という中にはやはり国民の師表たるべき政治家の一手一投足、そういうものを通じて政治不信を募らせておるといふ面が率直に言つてあると思つておるわけであります。政界の大先輩であります亡くなられた三木武夫先生は、よく色紙や条幅に信なくば立たずということを好んで書かれたわけでございまして、これは政治家の基本的な心すべきことだと思つておるわけでございまして。

小淵官房長官は、恩給法等の一部改正その他を通じてこの委員会ではいろいろ質疑を闘わしてまいりました。派手ではございませんし、余り華々しいタイプではありませんが、幾つかの外交的、国内的な重要問題についてきちつとした大きな役割を果たしておられるという点については常々敬意を表しておる一人でありまして、それは後ほど触れる朝鮮民主主義人民共和国に対する制裁措置の問題であるとか、あるいはピンポン外交でおいでになつた者に対するいろいろな措置の問題である等を含めまして、適時適切に我々の期待にもこたえてきたという点については敬意を表しておる一人であります。

そこで、言うまでもなく、きょうの天気のように日本政界はまさにうつつという状況に置かれておまして、竹下内閣の番頭役として重要な責任を果たしておられます小淵長官も、総理自身が予算が終わつたら内閣としての責任をとるといふことを既に内外に明らかにしておる中でございまして、そういう状態の中で竹下内閣として、いわゆるリクルートの徹底究明問題あるいは消費税の根本的な再検討問題、さらにはこういうリクルート事件を契機にして国民の期待にこたえる政治改革をどうやるべきかといった問題については、政権の衝にある限りにおいては竹下内閣の責任で進めるべきものは積極的に進めていかなければならぬ重大な責任があるわけであります。その心構えで有終の美をなすようにいろいろ努力をしておられると思つております。

私は今度のリクルートの事件について深く触れるつもりはございません。ただ、このリクルート事件は広く深く、しかも相当の期間にわたつて政界、官界、財界にかつてこの種事件では例を見ないやうなやうな重大な構造汚職事件を伴つた事件であるというふうな受けとめなければならぬと思つておるわけであります。したがつて、政治舞臺ではかなりの刑事的責任を問われる者があつたのではないかと今度私自身も見ておりましたが、最近、二名の在宅起訴ということで若干政治資金規正法上の問題で政治家ではなくて配下の者に対する処理で終わるのじゃないかといふことを言われておりますけれども、もしこういう事態であるとするならば、これは政界の刷新を求め、そしてリクルートの徹底究明を求めてきた国民のサイドから見れば、檢察不信にも場合によつてはつながりかねない問題をばらんとおるというふうにも思つておるわけであります。

しかし、それとしまして、政治家たる者は、そういう問題にかかわつた場合には政治倫理綱領に基づいてその内容を明らかにするといふことが国会でお互いの決定によつて求められておりますし、同時に、みづから政治的責任といふものを、特に指導者と言われる方々についてはこれ

を明らかにしていくということではなければならぬといふふうに思ふわけでございます。竹下内閣の重要ななかにもある小淵官房長官として、やがてパトナッチをしていくわけでございますけれども、このリクルートの徹底究明、さらにはそれを教訓とした政治改革という問題に基本的にどういうことで取り組み、また次の政権にパトナッチをされていくとするのか、その辺のことについて御答弁を願いたいと思います。

○小淵国務大臣 三十有余年にわたつての議事人としてのお立場で御活躍されました角屋委員の御意見を交えての御質問に対して緊張して承つておりました。リクルート問題をめぐつての政治不信につきましては、事竹下内閣のみならず政治家一人一人大いに反省、考えさせられる問題であることは言うまでもないと思います。しばしば総理も申し上げておりますように、この問題につきましても単に世論のいろいろの動向を承ることはもとよりでございますが、どのような問題としてとらえるべきかということの分析と対処が必要であるというところで、しばしば国会でも申し述べているように、税法上の問題、あるいは証券取引法上の問題、あるいは政治的・道義的問題、刑法上の問題、それぞれの立場で説明をされつつあり、かつ取り組んでおるところでございます。

そこで、竹下内閣といたしましてはこの問題にどのようなけじめをつけるかということでございますが、このけじめというのなかなか難しゅうございまして、現在与党自民党の中におきましても、けじめとは一体何ぞやということにつきまして委員会を設けて検討中でございます。内閣といたしましては、先ほど申し上げました四つの問題点につきまして、既に税法、証券取引法上の問題あるいは刑法上の問題につきましては今日中間報告がなされましたが、それに対して最終的な判断も近々なされるのではないかと今うに聞いておるところでございますが、いづれにいたしましてもこの問題について真剣に対処しなければならぬということでおるわけでございまして、そのけ

じめの一つとして、竹下内閣としては諸般の政治責任も含めて内閣を総辞職し、退陣を既に発表申し上げておるところでございます。総理も申し上げておるやうにこのことではすべてのけじめが決着するとは考えておりませんが、けじめの一つとして、政権を他に譲るという行為の中には、その大きな反省の上に立つてのけじめの一つとして考えていただければありがたいといふふうに考えておるところでございます。

それと同時に、内閣といたしましてもやはりこうした問題がなぜ惹起されてきたかということをつらつら考えますと、やはり政治に対して抜本的な改革をいたすべき問題点もあるのではないかと、こう考えたわけでございますが、この点につきましても竹下総理としては、行政の首班という立場でなくして、いわば日本の政治の最高のリーダーとして有識者の考え方もお聞きしながら、その中にこの改革をいたすべき点を整理していただきたいというところで、御案内のとおり四月二十七日に有識者より提言をちょうだいいたしましたわけでございます。その提言を自由民主党、与党の政治改革委員長におきまして政治改革大綱が竹下総裁に提出をされたところでございます。その後、五月二十四日に公選法、政治資金規正法、それぞれ一部改正案を衆議院に提出をいたしておると聞いておりますので、有識者会議における答申の中で改めるべき喫緊の問題についてはこうした形で国会にもお示しをしながら改正をしていこうということになつておることも、政治改革を一つの緒につけることになつておるのではないかと今うに考えております。

もとよりこのことすべて解決することではなからうと思ひますが、この問題につきましては行政として考えることでなくして、むしろこれは国会の問題であり、政治家個々の問題でもあらうかと拝察をいたしておりますので、この点につきましても、将来にわたつて中長期的な問題も含めて抜本的な改革がなされることによつて、こうした事

件が二度と再発されることのないような姿が望ましいと考へておりました。この考え方につきましては、内閣として可能なものにつきましては次の内閣に對しましても引き続き情熱を持って取り組みをいただけるようお願いをいたしてまいりたい、このように考へておるところでございます。

○角屋委員 自民党内の問題については深く触れることは避けたいと思ひますが、しかし竹下内閣が予算成立後に内閣総辞職をする。総理・総裁というところで後継総裁に伊東正義さんが当初組上に上りました。伊東さんは私と同じ農林省出身で、戦後本省三課長当時、私は組合の幹部をやつておりましたからその当時から関係があり、また私が昭和三十三年五月に国会に初当選をしてまいりました。愛知用水事業の問題を国会で取り上げて、当時の愛知用水公団の浜口総裁あるいは当時の桑原愛知県知事等を参考人と呼びながら質疑をいたしましたときに、伊東さんはちょうど本省農地局長時代で、議論をした経過がありまして非常によく知つておるわけでありました。

伊東さんは年配だし、そして糖尿病の持病もあるし、そしてお子さんもないということで、奥さんは長生きをしてもいいというのを恐らく願つておるだろうから、せつかく要望されておるけれども断つた方がいゝなというのを私に伊東さんに申したりしたのですが、しかしまた反面、この農政の重大な危機に伊東さんが希望もだしたがたく政権を担当するということもまた、そういうことになれば心ひそかに喜ぶべきことでもあらうといふうな気持ちもちろんございまして。

それはさておきまして、私どもは直接承つておりませんけれども報道を通じて、伊東さんが竹下総理との会談の際にもあるいは党の四役等の会談の際にも、いわゆる今日の深刻なリクルート事件の中で自民党再生を期するために何かくしくしかのこを思ひ切つてやる必要があるといふうな御主張をなさつたといふうにマスコミを通

じて承つておるわけであります。私どもは与野党を通じて心しなければならぬことは、いわゆる水田町的な感覚といふものと庶民感覚の間にいづれにしても大きなギャップを生じておるといふ現実、これは軽視できないといふうに思ふわけでありまして、そういう意味では、国民から自民党再生の共感を呼ぶような非常に厳しい考え方を提示されたことは、今日の事態の認識という点ではこれはやはり傾聴に値する提言であらうといふふうに私は思つておるわけであります。

いづれにしても、このリクルート事件を契機にしていろいろなことが報道されてまいりました。その中で、後藤田さんが自民党の中で政治改革の會長としてまとめられた案も対外的に発表されました。これは従来の経緯からすれば評価すべき中身も当然含まれておるわけでありすけれども、ただ政治資金問題といふことについて私の所見を一言言いますならば、金がかかるというふうには言つておられる方もありますけれども、今日の政治資金の状態について、政治家の相当部分については金をかけ過ぎるというふうには言えるのではないかと。

私自身は三十年近く国会をやつてまいりましたが、自民党の新人の方々によりまして、いや一億円かかる、一億二千万かかるといううな報道が出たりして、実はもう驚いておるわけでありまして。私はこれまで一千万はおろか、五百万はおろか、そういうものをみずからちつとも求めずに、要するに金をかけないといふことを基本にして今日までやつてきただけに、まだ出てきて一、二回の自民党の国会議員が一億近くも金をかけておる事態といふのは非常に驚く事態だと思つておるわけであります。政治改革といふならば身に感ずる痛みを感じずる改革をお互には覚悟しなければならぬ。だから、今まで一億円かかるというのを五千万、三千万に切り詰めるという受けとめ方での政治資金の規制ができるのかどうかということが問われるといふうに思ふわけでございまして、そういう意味からいいますと、後藤田さんの改革案の中では必

ずしもそこところが単刀直入に出てないような感じが率直に言つて持つのであります。

同時に、金がかかるというのは、自民党の場合は中選挙区制の中で複数以上の候補者を出している、競争であるというふうなことも理由の一つに、小選挙区制というものを早晚やりたいということが出ております。私は、小選挙区制をやるということについては基本的に反対であります。長い将来にわたつて我が国の衆議院の選挙制度をどうするか、あるいは今度三回目をやりますけれども、参議院における比例代表制というものをどうするかということは不断に検討していくことは当然必要なことだというふうに思うものでありますけれども、金がかかるという理由を一つの有力な根拠にして、そして自民党に結果として有利な小選挙区制に党利党略の立場から持つていくとするならば、それは許せないことだというふうに私自身は思つておるわけであります。

いずれにしても、そういう問題も含めて重ねて小淵官房長官にお伺いしたのでありますけれども、政治資金の問題あるいはまた選挙制度の問題等も含めて後藤田さんの方から自民党自身の改革案というのが出てきておりますけれども、内閣の番頭として、この政治改革問題を基本的にどういうふうに進めていくのがいかというところについて御所見を承つておきたいと思ひます。

○小淵国務大臣 ただいま御指摘の点は大変重要な政治改革のポイントであると思ひますが、政府の立場としては、その問題につきましては専ら政治家自身の問題であり、かつ国会の問題であるかと思ひますので、この問題について内閣としてコメントすることは差し控えていただいた方がよろうかと思ひます。

いずれにいたしましても、有識者会議の提言を受けて、自由民主党といたしましては具体的に法制化のできるものは法制化しようということで成案を得て国会に提出をいたしておることでございますので、その御審議がこの国会で十二分になされるもの、そのように考えている次第でございます。

ます。

○角屋委員 次は、外交関係にかかわる問題について一言触れてお尋ねしたいと思つてござい

ます。朝鮮民主主義人民共和国とのこれからの我が国外交のあり方、そういった中で、御案内のとおり社会党は土井委員長がおいでになったりあるいは山口書記長がおいでになったり、あるいは最近では田邊前書記長がおいでになったり、その中ではもちろん両国間あるいは政党内のこれからの外交の展開について率直な意見交換もいたすわけでございします。同時に、かねて未解決になつております第十八富士山丸の二人の、船長初め船員の方の帰国問題、これは人道上の問題として早期に解決しなければならぬ。社会党もそういう点では側面的にいろいろ努力しておるわけであります。未承認国ではありますけれども、やはり外交的な接触を通じて、それを伴つて早期に解決することが望まれるわけでございします。

現在、外交の担当であります宇野外務大臣は、そういう点では従来の朝鮮民主主義人民共和国に対する外交の考え方について転換をしていかなければならぬ、これは竹下総理も同様な認識を持っておられると思つておりますけれども、したがつて、そういう立場から、内閣全体としてもアジアの平和、あるいは朝鮮におきます自主的平和統一が両国間で平和裏になされていくことを展望しながら、朝鮮民主主義人民共和国に対する従来の差別的な方向というものを根本的に改めていくという姿勢の中に第十八富士山丸の二名の乗組員の早期返還問題があるわけでございまして、これはその後どういう状況に外交的な接触を通じてやっておられるのか、あるいは現在の情勢の中で静観の状態であるのか、その辺のところを率直に御答弁願ひたいと思ひます。

○小淵国務大臣 お話のように、公式の外交関係を持たない北朝鮮との関係につきまして、かねて社会党を中心としたしまして友好関係を確立しようということ御努力をいただいておりますこと、

いわば野党外交とでも申しますが、そうした御努力に對しては敬意を表しておるところでございます。

そこで、お尋ねの十八富士山丸問題につきましては、私も本職に就任以来極めて心痛深いものとして対処いたしたところでございしますが、残念ながら、結論を申し上げれば現段階におきまして最終的解決を見ない状況であり、御家族の皆さんの御心情を思いますときにまことに申す言葉ではないような状況であります。本問題につきましては、社会党におきまして田邊、山口両元現書記長も訪朝いたしましていろいろ御努力をいただいておりますところでございします。また政府としてあらゆるチャネルを通じてその解決のために専心努力をいたしておりますところでございまして、例を申し上げれば、日本に参ります外国の元首を初めといたしましていろいろの方々に、北朝鮮に参られるときにはこの問題の解決方につきましてもお願いをいたす等々、あらゆる手法を用いて対応いたしておるところでございますが、いまだ結論を得ないというところにつきましてはまことに残念のきわみでございます。

しかしながら、御指摘にもありました、北朝鮮との関係につきましては、我が竹下内閣といたしましては、御案内のとおり三月三十日に貴党村山議員の質問に對しまして、北朝鮮との関係につきまして、過去の関係について深い反省と遺憾の意を表明しつつ、朝鮮半島をめぐる新たな情勢に配慮しつつ、関係改善を進めてまいりたいという当方の意思を既に明確に、明らかにいたしておるわけでございします。願わくはこうした竹下内閣の基本的な方針に對してぜひ相当のレスポンスがあることを、今ひたすら実は期待を寄せておるところでございます。

いずれにいたしましても、可及的速やかにこの問題につきましても政府間の交渉ができる情勢を生み出すべく、現在最善の努力をいたしておるというところでございします。

○角屋委員 時間の関係もありますので、恩給法

の一部改正の中身に関連をいたしましてお尋ねをいたしたいと思ひます。

今回の恩給法等の一部改正は、最近のパターンに基づいて改善が行われるわけでございまして、十分、不十分からいへば引き上げ率その他を含めて意見がないわけじゃありませんけれども、しかし内容の一步改善という点で我々も賛成をしておるところであります。

午前来の議論の中でも出てまいりましたことでもありますけれども、言うまでもなく我が国の恩給制度は、明治の初期以来百十年余を積み上げておるわけであります。国家補償的性格としてスタートいたしておるわけであります。戦後、公的年金等の新しい制度の発足、あるいは土光臨調その他の答申とかかわりにおいて、恩給制度についても見直し等言われてまいつておるわけであります。それに基づいて若干の措置をやつてきておることも十分承知をしておるわけであります。

いわゆる公的年金の一元化ということが言われておりますけれども、この公的年金の一元化という場合は、恩給法についてはその戦列には入らない、それはやはり独自の性格を持つておるというふうに私自身は考えておるわけであります。そういう中で、しかし公的年金がどういふふうな一元化の中で変わつていくのか、そのバランス、均衡という面は国民の理解と協力を得るためにもやはり十分心していかなくならぬだろう。しかし、百十年にわたる恩給制度、これは国家補償的性格として発足し、今日に至つておるわけでありますから、その基本線は堅持しながら、今言つた考え方ではあるけれども、あくまでもあくまでも私自身は考えておるわけであります。金丸総務庁長官の御見解を承りたいと思ひます。

○金丸国務大臣 お答えいたします。

恩給は、長年公務に従事した者、戦没者遺族、戦傷病者等に対する国の補償として支給されるものであり、保険数理の原則によつて運営される公的年金制度とはその基本的性格を異にするものであります。公的年金制度の一元化に

は、委員もおっしゃいますとおり、私も、組み入れることは難しいのではなからうか、かように考えております。

○角屋委員 戦後処理問題に關連をいたしまして、御案内のとおり、恩給欠格者問題、シベリア抑留者問題あるいは在外財産にかかわる問題、こういう問題を含めて、内閣官房長官の懇談会として戦後処理問題懇談会、これは当初は官房長官以外のところからスタートしたわけでありましたが、最終的には内閣官房長官の懇談会として、そして昭和五十九年十二月二十一日に報告が出る。それで、この報告の中身は私は基本的に問題を含んでいると思いますが、そういう報告に基づきまして、御案内のとおり、我々の方で去年法案としてさばきました平和祈念事業特別基金等に関する法律というものが施行され、そして新しい認可法人の特別基金も設立し、スタートしておるという状況にあるわけでありまして。

この中で、先ほど来出ておりますシベリア抑留の問題については、慰勞金として法案の中身の中で加えて処理されるということになりました。私も社会党、公明党、民社党の三党がこのシベリア抑留者の問題について独自の法案を出しまして、そして、その法案を出したという考え方も政府・与党として配慮しながら、日本に帰ってきたシベリア抑留者の恩給の適用を受けない生存者を約二十万名と当初考えておったのを、帰ってまいりまして亡くなった人も含めて約二十八万名の人に慰勞金を支給するという経緯になったことは御案内のとおりであります。

しかし、このシベリア抑留者の慰勞金十萬円の問題についても、法案成立の際には附帯決議として今後とも検討を要請しておることは御承知のとおりであります。特に、この法案の議論の際に一番議論の焦点になったのはいわゆる恩給欠格者に対する問題であります。結局これは、そのときの附帯決議の中では、とにかくこの問題については個別補償の措置というものを検討しながら実施に移すように努めるという積極的な附帯決議が付さ

れておりまして、関係者の今後の国会の対応に極めて注目が集まっていると言ってもいいかと思うのであります。

私どもの党に対しましては、昨年からことしにかけてまして、社会党としてこの問題について独自の法案を早期に提案してもらいたいという強い要請が出てきておるわけでありまして、党の三役あるいは内閣部会関係の私や田口さん等々が出まして、そういった真剣な要請に対していろいろ御協議をしてきた経緯があるわけでございます。率直に言つて、私もシベリア抑留者と同じような趣旨で他の野党の皆さんにも御相談しながら野党の案をつくり、提案をするということは可能であります。可能であります。やはり政党の責任においてある程度実のある結論が得られる、そういう展望を持ってやるといふことが必要だと私は考えまして、集まってこられた代表の何回とな

くの会合の中でも、やはりこれは多数党である与党の協力も得ながら、そして初めて法案として成立することになる、したがって、そういう点では新しくできた新法の中でシベリア抑留に準じて慰勞金の形の処理を考えていくのか。私は独自法案で本来やるべきものだといふふうに基本的には思っておりますけれども、特にこの法案の議論の際に附帯決議も付せられ、小渕官房長官はこの決議に対して、政府としてこれから検討していく趣旨の答弁もされておるわけでありまして、これは率直に言つて古くしてなかなか困難な問題ではあります。

しかし、戦後もう四十数年を経て、今年中にはこの問題についての単独措置といふものを、どの手法によるかは別として、法の手続としてやらなければならぬ事態にきておるといふふうに基本的に私は思っておりますのでありますけれども、小渕官房長官、この問題については強い附帯決議が付けられておるといふことも踏まえて政府としてどう考えておられるのか、率直な答弁をお願いしたいと思つております。

○小渕国務大臣 恩給欠格者問題につきましては

委員も長い間携わつてまいられまして、御指摘のようにならぬ問題が今日まで存したことは承知をいたしております。

そこで、この問題につきましては、平和祈念事業特別基金等に関する法律を御可決をいただきまして既に施行いたしておるわけでありまして、その過程でこれまた御指摘のようにこの委員会でも附帯決議がなされ、かつそれに対して私自身も十分な検討をいたしてまいりたいといふことを申し上げておることは事実でございます。

そこで、この法律に基づきまして基金が設立をされました。その基金におきましてこの問題につ

きまして引き続き検討をしていくということでした。いたしておるところではございますが、現在せっかくできましたこの基金におきまして委員の先生方がいろいろな角度から御検討いただいております。もうと思つたので、政府といたしましてはそれを現在見守つておるといふところでございます。

ただ、単年度の予算といたしましては、平成元年度予算といたしまして、恩給欠格者のうち外地勤務者で加算を含めて三年以上の者に書状、さらにそのうち七十歳以上の方に高齢者から順に書状にあわせて銀杯を贈呈するといふことで、新たな措置をいたしていただくことと相なりますので、本予算が成立をいたすことに相なりますれば、そのしたことを通じまして一つ一つ欠格者の皆さんに付しておるところでございます。

○角屋委員 この新しい法律に基づきます平和祈念事業の推進の中で、本年度とられておる銀杯とあるいは書状とかいった措置の対象について、やはり軍人軍属恩給者全国連盟会長の小沢さんの組織しておる従来からの組織は組織としての要望を私も手元に持つておりますが、厳しい従来の行き方について批判を持つ方々がまた別の代表者組織などをつくつて、我々のところにも要望を伝えてまいっております。そういう点では、足切りのし限定をされた対象じゃなしに、そういう措置については広く実施してもらいたいといふ強い要望

が出ておりまして、その点も十分踏まえながら対応をしたいと思います。

同時に、恩給欠格者問題というもののについては、法的措置を速やかに講じてやういふ問題は決着をつけないければならぬといふふうに私自身は考えておるわけでありまして、法案を我々の方で独自にあるいは野党が相談して出すことは可能でございます。政府並びに与党におかれても今年中にこの問題は法的措置を講じて決着をつけるといふ趣旨で、お互いに努力したいものだと思つておることを付言しておきたいと思つた。

次は、台湾人元日本兵の問題について少しくお尋ねをいたしたいと思います。

御案内のとおり、私は大東亞戦争の開始とともにフィリピンに戦線に小隊長として郷土部隊で参つたわけでございますが、台湾人元日本兵といふのはフィリピンに非常に多かったわけでございます。フィリピン以外ではニューギニアが多かつたと言われております。台湾人元日本兵の人たちに対する措置という問題については、自民党の有馬先生を中心として大変な努力をされ、それが我々、各党の協力も得ながら実施を見たわけでございます。各党の協力も得ながら実施を見たわけでございます。三年前に熊本の予備士官学校当時の戦友が四十七年ぶりに集まつたときに、台湾人元日本兵の問題は早期に解決してもらいたいといふ強い要請を受けた。この法案が成立した後、去年会合を持ちました際には、現地に行かれた中隊長クラスもあるようでありまして、大変感謝されたといふことを私に伝えております。その点では、かつて日本人といふことで第二次世界大戦においてはともに戦つた戦友に対する措置がようやくなされたといふことは評価すべきことだと思つております。

そこで、この法律の制定に伴つて、二百萬の支給問題で鋭意仕事が進んでおるわけであり、資料によりますと、ことしの三月の時点で九千六百七十一名の累計の人に裁定ができた、これに二百萬の金が渡されている、こういう状況にあることを承知しております。それらも含めて、法制定後今

日まで進めてまいりました特定用慰金等の問題について現実はどういうふうに進んでおられるか、何か特に問題があると思われる点にまだ検討すべき問題が残っているのか等々も含めて、簡潔に御答弁をお願いしたいと思います。

○石倉政府委員 お答えいたします。

この制度につきましては、御承知のように先生方の御努力によりまして、いわゆる議員立法という形で成立したわけでございますが、現実にはこの事務を遂行するに当たりましては、日本赤十字社と台湾にございます紅十字会、こういう団体の全面的な御協力によりまして仕事を実施しているところでございます。したがって、先生もデータをお持ちでございますように、着実に事務が進展しておるわけでございますけれども、現実には現地で二万四千ほどの申請者がございまして、第一次審査を現地でやりまして、その半分に当たる一万二千件ほどが日本赤十字社に持ち込まれておる、こういうことになっております。この一万二千件の申請案件のうちもうほとんどの部分が、九千数百ほどでございますけれども裁定を終了し、さらにその後の事務処理が済んでおりますのが七千六百というところで、これは既に一人当たり二百万のお金を現地に送りしておる、こういう形で順調に推移いたしております。

これらの申請が始まりましたのは昨年の九月一日からでございます。現在のところ順調にいったるわけでございますけれども、今後の問題といたしまして、現地から上がっているような問題を聞いてみますと、一、二問題がございまして、何しろ関係がいたしております両団体ともこの実務にふなれな面もございまして、それからもう一つ、基本的に四十数年を経過いたしておりますので、遺族の皆さん方があちこちにいわれる原籍地から移動しておられる、そのために申請者の特定がなかなか難しいという問題もございまして、さらにもう一つの問題は、台湾にも少数民族がおられますので、この方々が山間僻地にも住んでおられ

る。特にお年寄りは、日本語ができる方は多いのでございまして、逆に中国語ができないというようなことで、申請の手続をいたしますときに十分な手続ができないというふうな、そういった現地で、現在二万四千の申請が出ておりますけれども、さらにそれに倍するものがあると想定されておるわけでございまして、その数字がどのようにならぬかという点が予測がしたいという問題がございまして、我が方、日本側としましては、一月二千件の処理をする能力をもう既に確保いたしましたので、今後は順調にいくのではないかと考えております。

○角屋委員 今御答弁のございましたように、昨年の九月から申請の受け付けが始まりまして、このところに入りますと、これは大体最終の審査による裁定というのには二千名規模で進んでおるようでございます。したがって、今のペースでいけば、若干御答弁のような問題はありますけれども、おおむね来年の秋ごろには大半、法に基づく支給が終わるだろうというふうにも観測されておるわけでありまして、いずれにしても日本側の当該支給の対象になるべき名簿は約三万名、日本側の名簿からいくとそんなふうには言われておりますし、台湾側の方では、今も御答弁でちょっと触れられましたが、それを越えて四万名台のことになるのじゃないか。

それらのところは台湾側の紅十字会で第一次の審査がなされ、そして日本の赤十字において最終審査をし、裁定すべきものは裁定をし、却下すべきものは却下していく、それはちゃんと理由も明らかにしながらそういう裁きと平和裏にやっています。必要であれば、また、御遺族であるという立証が必要であるというところで、台湾の紅十字会にいたしまして日本の赤十字社にいたしまして、総理府の御協力も得ながら大変苦勞な仕事をやられることに相なるわけでございまして、これも、これは有意義な仕事で、現地側でも大変喜ばれていることでありますので、ぜひ円滑裏にこれ

が実施を完了するように求めておきたいと思っております。

それから、この台湾人元日本兵の問題に関連いたしまして一言伺いたいと思っております。台湾に本籍を有していた警察官等について、昭和二十七年の平和条約の発効によって日本国籍を喪失したことにより恩給権を失った、この失権までの恩給の未支給分について、旧軍人軍属の未払い給与、郵便貯金等と同様に一括処理すべきものであるというところで、この問題にかかわっております各省の連絡会議において実施の前提で検討が行われておるといふふうに承っておりますわけでありまして、この点についてはいつそういうものがきちんとなされていく運びになるのか、御答弁を願っておきたいと思っております。——それではちよつと考えておいてください、次に入るから。

後ほどのときに答弁がまた聞きます、時間制限されているから。今の点はあらかじめ質問を聞きに来たときに少し触れておいたつもりなんでしょうけれども、後ほど答弁がまた手をつけ答弁をしていただきたいと思っております。

次は、シベリア抑留に関連するシベリアけい肺問題について、一言恩給局と総理府の方にもお礼を申しながら要望をしておきたいというふうに思います。

御案内のとおりシベリア抑留、シベリアけい肺の問題につきましては、私、ここに本を持ってきたおられますけれども、「シベリア肺病」ソ連抑留の後遺症」ということで、このけい肺の関係をやっておりますシベリア肺病全国連絡協議会の、斉藤博さんが会長で、事務局長をやっております山本泰夫さん、この方は本委員会に参考人として呼びまして、私からも直接委員会を通じてシベリアけい肺の關係の事務局長としての要望をお聞き願ったことは御案内のとおりでございます。

それで、「シベリア肺病」ソ連抑留の後遺症」といふのを山本泰夫さんが著書として出しておられまして、これを見るとシベリアけい肺という問題について患者の手記等も含めてその実態が明らか

になる非常な好きだと思っております。けれども、山本さんに参考人に来ていただいて質疑等をやりました際に、自民党のこういう問題に詳しい議員の中からも、質問の終わった後、あれはやはり国内のじん肺法等の患者と同様に、シベリアの抑留者のことはお互いに協力してやらなければならぬというふうな力強い御発言等もいただきました。

そういうこと等も重ね合ったと思っておりますけれども、あの質問の後これまでの一年間、恩給局を中心に、いろいろ採択すべきものは採択するという誠意ある対応がなされたと思っておりますが、近くこの総会を六月三日にやられるということで、私のところにも招待状が来ております。私、この關係者の総会には一度も出たことはいないのですけれども、ただ事務局長の山本さんの熱意にほだされて、二回この問題をお委員会でも取り上げて、いろいろ政府にも善処をお願いしてまいりました。その案内状の中で「その後一年間、恩給局長の国会答弁が恩給審査にどのように反映されるかを見守ってきましたが、国会答弁以後における恩給審査の裁定も等級の格上げが多くなり、補償の改善が実現されつつある現状を喜んで先生に御報告申し上げる次第であります。誠に有難うございました。」というところが私あての案内状の中に書かれておりまして、山本さんに参考人に来ていただいて、生々しい患者としての訴えというものがやはり政府、恩給局等にも受け入れられて、こういった状況に一步前進してきておるのだという感じを持っておるわけであります。この問題についてはあえて質問はいたしませんけれども、シベリアけい肺の患者の問題については誠意を持ってこれから対応していただきたいというふうに思うわけでございますが、恩給局長、いかがでございますか。

○石川(雅)政府委員 恩給局といたしましては、公務傷病によりまして傷病恩給の査定に当たりましては、シベリアけい肺に限らず、それぞれすべての場合において慎重な手続を踏みながら誠意を持って対処しているところでございます。今後と

もそのような姿勢で臨んでまいりたい、かように考えております。

○角屋委員 次に、前にも本委員会で取り上げたことがあるわけでございまして、引き続き再び取り上げるわけでございしますが、これは国会にもかねて請願が出されたり、あるいは古い時代に参議院で採択されたり、あるいはまた今度も請願がそれぞれ関係の先生のところに出されておると思うのでありますけれども、軍人恩給改定に関する請願ということで、「中支方面の軍人恩給戦務加算につき昭和十八年一月一日より終戦までのおおむね東経百十六度の県以西地区を戦務甲に改定されたくお願いいたします。」請願の理由ということでいろいろ書かれております。これは前にも私、本委員会でも取り上げたわけでございしますが、この問題に八十を超えてなお熱心になつて取り組んでおられます片山閣造さんという、これはなかなか立派な幹部将校の方だというふうに私も思うわけでありますが、現在は新潟歩兵一六連隊の連隊会会長ということをやっておられる方であり、これはもうみんなから会費を取つてやるのではなしに、関係者は全国にたくさんおられますけれども、自分が中心になつて東京にも参られたり、いろいろな書類をつくつたり、また連絡をとつたりしてやつておられるなかなか感心な方だと思つております。

先ほど戦務加算等加算年の問題について、午前の議論の中で意見が出ておりました。私は、従来戦中戦後を通じてきた恩給法の一つの構成の要素であり加算年問題というのを、これを大幅に手直しをするということは政治的にも事実上やるべきことではないかというふうに思つております。なぜかならば、これは加算年によつてそれがプラスされて恩給の受給権を取得するかどうか、既にそれによつて取得しておる人がおる、それに對してこれを廃止も含めた検討というふうなことになるかと一体それはどうなるんだ。しかも、恩給の対象者というのは今日孫子を生んでないわけでありまして、従来恩給を受けておる方々が

対象になるわけでありまして、これはその後には孫子を生まないわけでありまして、既に老齢になつておる方々であります。あるいは遺族であります。

そういう恩給の基本的な構成要素であるいわゆる加算年あるいは戦地戦務加算というふうな問題について、これを変えようというのは現実の認識を知らない者の議論ではないかというふうに私は見るのであります。今度取り上げます湘桂作戦といふものを中心にした片山さんに言つておる問題について、二お尋ねをしながら、論を進めてまいりたいというふうに思います。

まず、あらかじめ厚生省の方に事前に確認をしていただくようにお願いをして、わかりましたというところになつておるわけですが、この湘桂作戦等の戦務で多大の犠牲で戦死者が出ております私の郷土部隊歩兵第一三三連隊（風六二一四部隊）の戦死者の遺族名簿というのが一三三会として出されております。この名簿の中には、私の幹部候補生時代の同期の者で優秀な将校でございましたが戦死されたものもありまして、私が初年兵教育あるいは大隊初年兵教育等で教えたので相当亡くなつておられる方々もあるわけでございまして、しかも、私自身も十九年の二月から中支の中隊長として現地にも行つておつて、この作戦そのものには直接かかわりはないのでありますけれども、現地の状況については十分認識をしておる一人であります。

そこで、この遺族名簿というものについては、私が差し出した名簿と厚生省の手持ちの名簿と照らし合せて間違いがございせんか、まずお答えをお願いします。

○村瀬説明員 お答えいたします。

元歩兵第一三三連隊の戦友会がつくりました遺族名簿と当局が保管しております同連隊の死亡者連名簿と照合いたしましたところ、多少の相違はございますが、おおむねのところ相違ございません。

○角屋委員 さつき委員部の方から言われておつて、官房長官にお帰りを願つて結構ですと言つて

ちよつとおくれておりましたけれども、政務御多端でございまして、官房長官に御退席を願つて結構でございまして。

私の郷土部隊のほかに、歩兵第一一六連隊、これは新潟県新発田市でございまして。歩兵第六五連隊、これは福島県会津若松市でございまして。歩兵第一〇四連隊、これは宮城県仙台市でございまして。兵第六連隊、これは愛知県名古屋市中でございましてけれども、こういった名簿も全部先生の方にお渡しして、質問の中で間違いがあるかどうかひとつ問いただしてもらいたい、片山さんの方からそう言われたのですけれども、いやそれは結構です、私がよく知つておる郷土部隊の点についてはもう名前見てもずつとわかるわけだし、それについて御確認を願へば、これは厚生省援護局の調査課で持つておられるのを、昭和四十年ごろに片山さん自身がそれを基本にしてそれまた郷土部隊それぞれのところを照合してつくられたものでございまして、そんな根本的に間違つたものではないというところはもう確認するまでもなく明らかであります。この点については、こういう部隊のそれぞれについての遺族名簿というのは私自身も、片山さんそれは要らぬ、郷土部隊のものだけではないと言つたのですけれども、これも今御答弁のようになつておるというふうに思います。

結局、その中ではそれぞれの戦死者についてはどの場所ですいつ戦死したかということがずつと皆載つておるわけでありまして、それらからいいますと、この五つの連隊関係、例えば私の歩兵第一三三連隊で申しますと、十九年のいわゆる湘桂作戦といふものを中心にした戦闘の中では二千三百五十人、連隊としては非常に大きな犠牲でありまして、戦死者が出ておる。第一一六連隊では千四百五十五人、あるいは六五連隊では千八百八十九人、一〇四連隊では千三百四十人、第六連隊では千七百四十六人。これはもちろんその前の十八年の戦死者あるいは二十年の戦死者というふうに出ておりますけれども、時間の関係上これは省略いたします。そういった十九年におきます湘桂作戦の中心

になつた部隊の戦死者は、トータルいたしますと八千四百四十名にまでなる。随分大きな犠牲の出た戦闘と言わなければなりません、そのときには、当時もちろん戦時中であるということもございまして、昭和十九年の十一月の十一日に、当時の天皇陛下から湘桂作戦に対して特別に勅語を賜る。これはアメリカの航空基地の撃破を含めて大きな戦果を上げたということ、勅語を下賜されたというほど非常に激しい戦闘、しかも、アメリカの日本本土爆撃の航空基地をたたくということも含めた作戦であつたわけでありまして。

片山さんはいろいろ請願書の中でも、これと香港のいわゆる戦務加算の甲、一月を三カ月プラスをするという戦死者の数と対比をして、あるいは九竜半島の戦況と対比をして、あるいはシンガポールその他の状況と対比をして、この時期の戦闘といふものについては当然、香港の戦況と比べてもはるかに大きな犠牲を出した作戦であつた、これは戦務加算の甲に値するということと強く望まれておるわけでありまして、私自身フィリピンの小隊長をやつた中隊長をやつた経験から申しますと、フィリピンは、大東亜戦争が始まつてから三カ月加算というのは最初から最後までずっとそうでありまして、ところが中支の場合、日華事変のときには三カ月、それから事変地二カ月に切りかわる、それから戦務加算の乙になる。三カ月にわたつたことは、北支、中支、南支を含めてないのであります。しかし、中国の本土では、私の中隊長当時の経験からいいたしまして、京漢・粵漢作戦から湘桂作戦から随分大きな戦がなされておりました、一つの県あたりを警備しておる中隊長の当時、私としては点の確保はできても線の確保はできない。すぐ六、七キロ行つた川を隔てた相手側には私の警備地区でも陣地がある。そういうところと対峙しながらという状態であつたわけでありまして。そういう中で大きな戦が必要の都度展開される。そこでは、残念ながら大東亜戦争が始まつて以降に特定の時期、特定の作戦、特定の対象部隊についてのいわゆる戦務

加算甲というのが全然ないのであります。

先ほど政府委員の方から御答弁があつて、これは陸海軍中心にいろいろ検討して云々ということをお聞きしたけれども、しかし、いわゆる香港の九竜の作戦というのは、特定の時期、特定の部隊に対して戦務加算というのを付けた、だっただけでなく、それからまた同時に、沖縄のいわゆる決戦の時期、これも特定の時期について御承知のように戦務加算甲がついておるわけでありまして、そういったことは昭和三十九年に沖縄等についてはなされたわけでありまして、そういう問題については非常に困難な問題でありますけれども、やはり手直しをすれば、今言った中国のこれは、南方戦線ではタイと仏印以外にみんな戦務加算は甲で三月月でありますから、こんなところからは何も異議は出ないわけでありまして、中国大陸については私も経験しているような激しい戦闘作戦がありましたけれども、これは戦務加算は甲になったことではないという事態。そういう点についてはやはり検討をする必要はあるというふうに思うのでございますけれども、金丸総務庁長官、いかがでございますか。

○石川(雅)政府委員 まず、私の方からお答えさせていただきます。

加算年につきましては、先生も御承知のように、戦地勤務等勤務の危険性、特殊性といった実態に着目いたしましてその在職年の評価を高めるという性格を持つものでございますが、加算制度の枠組みにつきましては戦前から恩給法においてきめ細かく決められたものでございまして、また、いわゆる戦務加算年等の加算の程度、加算の認められる期間及びその地域等は勅裁で定めることとされておりました。戦時または事変の都度内閣告示で公示されたものでございまして、その内容は実質的に戦時、事変の状況を把握していた旧陸海軍省を中心に、加算事由の生じた当時において種々検討の上決定されたものでございます。したがうして、湘桂作戦による戦闘が激戦であつたといふことは十分承知しているわけでございますが、

今日の時点において改めてこの加算年の割り増し率等について再検討するということは、私どももいたしましては大変困難であり、また制度内部の新たな均衡問題というようなことも生ずるおそれもございますので、適当ではない、かように考えているところでございます。

なお、昭和三十九年に新たに認められた沖縄の加算年につきましては、終戦直前に陸海軍省から上申がございまして、内閣告示制度の系統中に終戦になつたものでありまして、戦後改めて検討して入れたというのではないということをお聞きしたいと思つたところでございます。

○角屋委員 今の政府委員の答弁というのは、こういう問題を検討するという姿勢がない、困難であるということばかりでなしに、結びとして適当でないということをお聞きしたのであります。何を答弁だということには私は思ふのであります。何を答ふて適当でないと言われのかという点が明らかでない。これは率直に言つて非常に困難な問題であるということには私も十分承知をしております。戦務加算の甲乙を決める場合の大本営のいわゆる物差しというものは、中国大陸の作戦というものと南方戦線の作戦というものの考え方が基本にあつて、いかに大きな戦闘が行われ、いかに大きな犠牲が出るような戦闘が行われても、中国はだだっ広いところで相当な部隊がおる、その特定の時期、特定の作戦、特定の対象部隊に対して戦務加算の甲をつけるということとはなかなか困難な点もあるというふうなことで行われてきた。なかつたという経過は私にはあろうと思ふ。しかし、例えば香港の作戦のときには四個連隊、このときの戦死者の犠牲というものは六百八十三人。先ほど湘桂作戦等の連隊の犠牲というものはるかに超えておる。トータルでいって八千名を超えておるといふことを申し上げましたけれども、そういうことから見ても、戦務加算の甲とか乙とかをつけるというものは、今日の時点で冷静に考えれば、不適当であるといふような言葉は答弁としては許せないといふふうに思ふのであります。

こういった問題については南方戦線に波及することはない。中国大陸のいかなる作戦、いかなる戦闘をしようといふことで考えるかという問題であつて、実現性として困難であることは認めますけれども、金丸長官、御答弁をお願いします。

○金丸(国務大臣) 委員は大変詳しく御存じのこととお聞きしますが、先ほど局長からも申し上げましたとおり、四十年以上たった当時の戦闘状況からこれをどういふふうに加算するか、これは当時の陸海軍でいろいろな材料をもとにして決めたものでございまして、現在時点におきまして何ら材料を持つていない私ども恩給局の方でこれを再検討するということは、委員もおっしゃいますようになかなか困難であらうかと思ひます。局長が適当でないと申ししたのは、私はそういう意味で申し上げたのであらう、このように思ひます。私ども、この問題は決して軽々に考えるべきものではないといふことは十分に委員と同じような気持ちでございまして、何分四十数年昔のことでございますので、なかなかやり難しからう、このように考える次第でございます。

○角屋委員 時間も結びに近づいてまいりましたので、公務員以外の期間の通算として外国政府職員期間とか、あるいは外国の特種法人の対象になつて恩給法上認められた対象の期間とかあるいは外国の特種機関とかといふことで、私は戦前旧満州の開拓総局に席を占めておりましたから、こういう満州関係の満鉄とかあるいは満州電報とかあるいは協和会とかあるいは満拓とか、いろいろなものについては仕事の関係その他を通じて十分承知しております。これが恩給法上特種法人あるいは特種機関として既に認められて運営されておるわけでありまして、それらに対比をしてみれば私は満州棉花協会の問題を取り上げたことがございまして、それはまだ対象の機関になるに至つておりませんし、時間の関係上もう一つ取り上げたい問題があるので多くを触れませんが、これも、いわゆる満州国興農合作社といふものは当

然満拓あるいは協和会等々を含めて外国の特種機関に入れてよろしい、そういうきつとした体制。しかも、興農合作社職員録といふので康徳九年度の名簿等きつとありますけれども、これは政府の機関と協和会と満州国興農合作社といふのは三位一体で活動しておつた私ども十分承知しております。詳細に触れる時間のゆとりはございませんけれども、これはやはり外国の特種機関の中に加える、その他も検討の課題もありましようけれども、ぜひそういうことで善処をお願いしたいといふことを要請しておきたいと思ひます。

それから最後に、これは恩給法とはかわり合ひはないのですけれども、文部省の体育局長にお願いを願つております。これは官房長官の首相官邸の方にも御連絡いたしましたら、官房長官として御答弁するのにはちよつと、できれば御速慮願いたいといふことでございまして、私も事柄の性格上そういうことも考えなければならぬといふうに了承したのでありますけれども、実はこの間の大相撲の千秋楽の大乃国—北勝海の勝負であります。

本来、こういう大相撲にしろプロ野球にしろ、政治の舞台の我々がそういう勝敗の問題について口を挟むといふことは基本的には差し控えないけれども、なぬ問題であるといふことは私も十分承知しております。しかし、大相撲が国技と言われ、大相撲の本場所の行われるときは初日から十五日間全国ネット放送されるわけでありまして、亡くなれた昭和天皇は相撲の愛好家であつたといふわけでした。経緯がございまして、

そういう点で、北勝海—大乃国の両横綱の勝負といふのはマスコミ等でも、私は写真を持ってきたておりますけれども、こういう写真を見ますと、私もあのテレビはたまたま時間があつて見ておりましたけれども、あら、北勝海を掃いたな、こういうふうな思つたのですけれども、五人の検査役の方から異議が出なかつた。そういうことで行司軍配どおりといふことになつて、後夜中にかけて激しい抗議がマスコミ等に行われたといふこと

は、翌日の報道でも御承知のとおりであります。

しかも、これは横綱の勝敗だけではないに、今場所だれが優勝するかというその優勝決定戦の出場者を決める勝負でもあったわけでありました。北勝海が優勝賜杯を手にしたのですけれども、あのときに砂を掃いておったという事実なら、政治倫理綱領ではありませぬけれども砂を掃いたということと天下の横綱だったから言うべきであります。熱戦で無我夢中でやつておったものだから砂を掃いたことは覚えがないというふうには北勝海が言ったと伝えられておりますけれども、これは政府がどうこうするとか文部省の体育局がどうこうするといふのじゃないんだけれども、相撲愛好家として私はあの勝負だけは一言委員会の最後のところでもいいから取り上げて、文部省体育局長はいかに考えるかということだけは少なくとも聞いておかなければならぬというふうに思いましたので、この点あらかじめ体育局長には言っておりますから御見解を伺いたい。

○前畑政府委員 お答えをいたします。
事実関係につきましてはただいま先生から御指摘のとおりでございますが、これも先生から最初にお話がございましたように、相撲はルールに従って勝負の判定がなされて、そのルールを守ることで、先生今御指摘ございましたように、行司の判定があり、そして五人の検査委員がその行司の判定を認め、またそのときにおりました控え力士もそれに対して異議を申し立てなかったという状況で、行司の勝ち名のもとによって相撲が終結をしたところでございます。もし仮に私どもがこれについてその事実関係の調査なりあるいは判定の見直しなりを求めるといふことになりましたと、これはルールをみずから乱るものでございまして、その点は差し控えていただきたいと思います。

なお、付言させていただきますと、取り組みにおきまして力士は審判員あるいは行司の指示がなければ途中で競技をやめてはならないという規定

がございまして、北勝海がそのときどうであったかということとは別といたしまして、関係者の一般的な意見を徴しますと、仮に掃き手を自分が自覚すれば、やめてはならないというルールがあつてもそこで必ず力が衰えるものですよ、こういうふうなことを関係者が申し出ておりましたことをつけ加えさせていただきます。

○角屋委員 これはなかなかデリケートな答弁でちよつと真意がはかりかねますけれども、私はこれは思いつきでこういうことを申し上げているのじゃないに、あの勝負は両横綱の結びの一番であつただけに、しかもテレビで見ておる者からすればあれは北勝海が砂を掃いたんじゃないかと思われぬ節があつただけに、私は横綱審議会委員をやつておられます稲葉修先生、ちよつと静養中でありましてけれども、秘書を通じてかくかくしかじかというところで私のさつぱらんな意見を二十分ばかり申し上げまして、これはぜひ相撲協会に伝えておいてもらいたい。やはり勝負というものは厳正公平になされなければならぬ。しかも優勝にかかわる重大な一戦の勝負について相撲愛好家に疑義が残るといふことであつては断じてならない。しかも、二子山親方はこの勝負については役員に諮つてみるというふうな報道がちよつと出たと思ふのだけれども、九重親方は自分の所属の北勝海です。これは審判部長なんですね、だからそんなことをやる必要があるかと言つたかどうか、九重親方のことは知りませんけれども、とにかく浴衣姿みたくしてテレビでたばこをくわえながら、私は審判を信頼するといふようなことで、まあ勝敗どおりという形をとりましたけれども、再協議をやるにしろやらないにしろ、相撲協会としてはそういう相撲愛好家から激しい抗議の出るような問題については相談をしてみる、結論は同じであつてもそういう誠意ある対応を示すべきものだとは私には考へるのであります、一つ意見を述べまして質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○玉生委員長 塚田延充君。

○塚田委員 まず、人事院勧告について二点ほどお尋ねしてみたいと思ひます。

ことしの産業界全体の賃上げ相場というのは五・三％前後であつたということは御承知いただいていると思ひます。そこで、本年度の人事院の給与勧告の見通しはこの産業界全体の五・三％という数字を念頭に置いてどのような給与勧告が出る見通しなのか、お伺いしたいと思ひます。

○中島政府委員 先生のお尋ねの件でございますが、労働団体とかあるいはまた経営者団体からこの春闘のベア率の状況がそれぞれ発表されております。そういう資料を見ますと、対象になつておる企業とかあるいはまた数とか規模等におきまして私たちが官民較差を算定するときの企業と若干異なつております。したがしまして、ことしの春闘のベア率と昨年の春闘のベア率を直ちに比較して、これから私たちが作業に取りかかります人事院勧告の内容について今の段階であれこれんけれども、ただ一般的傾向としては、昨年よりは少し明るいような状況にあるんだというふうには認識しております。私たちはそういう前提に立ちまして、五月の連休明けから、各調査員が都道府県及び指定都市の調査員と連携いたしまして、それぞれの企業に伺ひまして法令に基づいて各企業が設置を義務づけられております賃金台帳といふものをお見せいただきまして、その資料を適正に把握いたしまして作業を厳正に行つてまいりたいというふうに考へております。

○塚田委員 次に、週休二日制についてお尋ねいたします。
勤労者のサイドとしては確かに賃金そのもののアップを要求すること急でございましてけれども、同時にゆとりある生活のためにはどうしても週休二日というのは必須の条件であるといふようなことと、社会的な条件もかなり熟してきているきようこのごろだと存じます。そのような流れの中で、本年一月から国家公務員の月二回の土曜開庁がきちんと導入されましたし、各地方公共団体にお

ても順次実施が進んできているように見受けられます。この完全週休二日制につきましては、国全体として労働時間短縮という大きな目標を立てて計画期間も設けているわけでございますけれども、その速やかな実現のために官庁の果たす役割は非常に大きいものと思ひます。

ところが、幸か不幸か、民間産業界におきましては、大変な好景気ということもございまして、勤労者の希望とは逆行とまでは申せませんけれども、期待に沿わないような形で時短の進展というのはまたまたとまつてしまつた、遅々として進まなくなつておる。これは昨年度とまたその前年の比べてみても、ほとんど民間においては時間短縮の進展は統計上見られていないと判断されております。

そこで、人事院の方に指導的な役割をお願いしたいといふことの趣旨でございまして、これは昨年の勧告においても公務員の週休二日制の推進といふことについて触れたいだいでございまして、評価をいたします。そして、その人事院勧告の中のそのような指摘が結局は社会全体に対してかなりの影響を与えていることも事実でございまして、
そこで、本年度の勧告においてぜひはつきりずばりと今度は完全週休二日制をきちんとやるべきだといふことを盛り込んでいただきたい、中途半端な勧告ではなくて命令に近い形で勧告として盛り込んでいただきたい、このようにお願いいたします。○川崎（正）政府委員 完全週休二日制の早期実現といふことに関しましては、私たちも先生と御同様にできるだけ早くといふことを考へておるわけでございます。したがしまして、昨年の夏、今先生からも御指摘ございましたように、計画期間内にできるだけ早く実現するようにという意見表明を人事院としてもいたしておるところでございまして、できるだけ早期に実現を図つてまいりたいと思つております。

第一類第一号 内閣委員会議録第五号 平成元年五月二十五日

○玉生委員長 塚田延充君。

○塚田委員 次に、週休二日制についてお尋ねいたします。

○川崎（正）政府委員 完全週休二日制の早期実現といふことに関しましては、私たちも先生と御同様にできるだけ早くといふことを考へておるわけでございます。したがしまして、昨年の夏、今先生からも御指摘ございましたように、計画期間内にできるだけ早く実現するようにという意見表明を人事院としてもいたしておるところでございまして、できるだけ早期に実現を図つてまいりたいと思つております。

します。

民の多くの方々の御賛同を得られなければいけない、御理解を得られなければいけないというふうな、私達は認識しております。できるだけ国民の皆様に御理解をいただける努力をこれから続けていかなければいけないだろう。具体的には、ことしの一月から土曜開庁を実施しております、それから二月からは金融機関が完全閉店ということをやっておりますので、こういう土曜開庁あるいは金融機関の完全閉店、こういうものの定着の状況を見きわめる必要もあるであろう、それから先ほどお話にもございました民間の労働時間短縮あるいは週休二日制の実施進展の状況、こういうものも見きわめる必要があるであろうというふうなことで、できるだけ早期に実現するためにそういった実態の把握に努めて、これから夏に向かってどのようにに人事院として対処するか、前向きに検討を進めてまいりたい、このように考えております。

○塚田委員 周囲の状況を見きわめて手を打ちたいということでございますけれども、この問題につきましましては、やはり人事院勧告の持つておる重みということを考えて、正しいことは正しい、まず自分がやらなければ民間の方もなかなかついてこないであろう、まずやるんだという率先垂範の気持ちでぜひ今年度の勧告の中に盛り込んでいただきたい、このようにお願いいたします。

次に、恩給関係についてお尋ねいたします。今回の法案では、恩給年額及び最低保障額を二・〇二%引き上げるという内容になっておりますけれども、この二・〇二%という数字の出できた根拠もしくは基本的な考え方について御説明いただきたいと思います。

○金丸国務大臣 平成元年度の恩給の改善に当たりましては、恩給が国家補償的性格を有するものであること等の特殊性を考慮しつつ恩給年額の実質価値の維持を図る観点から、恩給法第二条ノ二の規定のつとりまして諸般の事情を総合勘案し、平成元年四月から二・〇二%の改定を行うことにいたしましたものでございます。

○塚田委員 消費税との関連についてお尋ねいた

四月一日から消費税が実施されました。一応混乱はなかったというところは私も認めますけれども、今後の消費者の立場、特に奥さん方の意見を聞いてみますと、どうもこれは一円一円の積み重ねがきよは何百円、月にすると何千円というところでかなりの痛税感を味わっていることは事実のようでございます。消費税の是非につきましては私もこれはやるべきではないという立場でございましてけれども、その論議は別といたしまして、やはり当初から指摘されておりますように逆進性を持つていことは紛れもない事実だと思えます。そして新聞などの投書欄におきましては、恩給生活者、年金生活者などぎりぎりの収入で御苦労されている方々の悲痛な叫びが各マスコミに登場していることは、皆さんも御存じのとおりだと思えます。

となりまして、恩給生活者というのは総体的にこの消費税の大変に厳しい負担のもとにあえぎ始まった。そして、政府の側では便乗値上げを抑えるように努力するとは言っておりますけれども、公取の発表などによりまして、便乗値上げ、特に生活に非常に密着してある商品業界においてそれが行われている。となりまして、本日の検討の対象になっております恩給法案の対象者、すなわち恩給生活者が苦しんでいることは事実でございます。

このたびの改正案の提案に当たりましては、諸般の事情を総合的に勘案して改定率を決めたというたわれております。それでは、お尋ねいたしますけれども、この諸般の事情という中に消費税の導入に伴う問題点について配慮がされているのかどうか。そして、この諸般の事情という中で消費税のことも配慮に含めたかと思ふ、どのような形で、どの程度の重みでこれが配慮されて今回の提案になっているのか、御説明賜りたいと思ひます。

○石川(雅)政府委員 平成元年度におきます恩給年額の改定は、恩給法第二条ノ二の規定のつとりまして、前年の公務員給与の改定率それから消費

者物価の上昇率等諸般の事情を総合勘案して、平成元年四月から二・〇二%の改定を行うこととしてところでございますが、先生御指摘の消費税の問題がこの諸般の事情を総合的に勘案した中に入っているかどうかということでございますけれども、消費税の導入という問題が物価に反映するということでございますれば、これはことしの物価に出てくるわけでございます。当時、平成元年度の恩給改定を考えた際にはまだ消費税の導入という事実はございせんので、したがって入って、それによる物価の影響ということは私どもとしては考慮いたしておりません。

今後この問題を考慮するいたしますれば、次年度の年額改定の中でことしの物価がどういふふうに変動したかということも考慮していくわけでございまして、その際に考慮されることになる、このように御理解をいただきたいと思います。

○塚田委員 御説明のとおりだと私も表面的には理解いたします。と申しますのは、消費税の影響が物価にあらわれる、その物価を勘案するのだということとおりでございますけれども、いわゆる勘案の対象となる物価というものの、企画庁などで発表しているものをもととしているのかもしれませんが、あつたとしても、これは物価指数の出方についてもう既に学者の間からいろいろな疑問点が出ておるわけでございまして、年金とか恩給生活者の場合には、物価の中でも特に生活必需品のみが非常に大きな比重でしかかかってくる。耐久消費財がどうの何がどうのという以上日々生活必需品の比重が多くなるという意味から私の方がお願いしたいことは、恩給生活者の勘案の場合には、今後は一般的な物価指数のみではなくて、そういう生活必需品のみをバスケットに入れたような指数を御検討いただき、それに基づいて手を打たないと、生活困窮者とは申しませんが、所得レベルの低い方々、特に私どもが対象としておる恩給の方々には血の通った施策にはならないのじゃないか、このように指摘しておきた

いと思ひます。

次の問題に移ります。これまで恩給の寡婦加算額は年金と横並びで増額されてきたわけでございます。このたびの政府案を見ますと、寡婦加算額は八月に引き上げられることになっております。ところが年金の場合には、四月に引き上げられた後、制度の改正分として十月にさらに引き上げられるという内容の法案が提出されているわけでございます。これは御存じいただいていると思ひます。これまでの経緯からすれば、十月にも恩給の寡婦加算額を引き上げるべきではないかという当然の主張をしたいと思います。この件についてどのようにお考えになるのか、そして年金との関連において厚生省とこれらの問題についてすり合わせなどをしておられるのかどうか、あわせてお伺ひいたします。

○石川(雅)政府委員 寡婦加算につきましては、制度創設時から給与条件、金額等についても原則として厚生年金等の公的年金と同様の取り扱いをしてきたところでございまして、平成元年度においても公的年金における物価スライド〇・七%に見合う引き上げを八月から行うことにしたというのには先生御指摘のとおりでございます。各公的年金におきましては平成元年十月から財政再計算に伴う寡婦加算の引き上げを図ることとしておりまして、私どもとしては平成元年度の予算編成の最終段階までその金額が明確に把握できなかったということなどから予算措置ができなかったものでございまして、この取り扱いにつきましては、次年度以降の問題として今後検討してまいる所存でございます。

○塚田委員 その件、ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、世論と申しましようか実態把握と申しましようが、これが政治においても行政の施行においても極めて大切であるということは皆様方御承知なさつておられるとございまして、となりますと、この恩給制度につきましまして受給者の声を常に

的確に把握した上でそのときの問題点を十二分に反映していかなければ立派な恩給行政とはならないわけでございます。

こういうことにつきまして、既にいろいろな意見聴取などのシステムといましようか制度をつくっていると思えますけれども、それらの制度について今までのようなことをやっております、それについてどのような対応をしてこられたのか、御報告願いたいと存じます。

○石川（雅）政府委員 恩給行政を預かる者といたしまして受給者の意見、要望等を的確に把握し恩給の改善に反映させていくということは必要なことと考えております、そのため、恩給局といったしましては、関係団体等の意見、要望等を聞くほか、昭和五十一年度以降毎年度、順次扶助料、普通恩給、傷病恩給等の恩給種類別にその受給者を対象といたしまして、家族構成、就業状況、それから恩給受給者世帯の家計に占める恩給の役割、それから受給者の意見、要望等について調査を行っておりまして、生活状況、意見、要望等の把握に努めてきております。

○塚田委員 ぜひそういうことで恩給関係者のいわゆる世論というものを常に踏まえながら、誤りのない、しかも生きた形の制度になるよう努めていただきたいと存じます。

これとの関連でございますけれども、昨年十月から、今まで二年に一度実施しております受給権調査が恩給受給者の誕生日に毎年実施することに改められたようでございます。失権した恩給者の迅速な捕捉という観点から望ましい処置だったと考えて、評価したいと思えますけれども、その対象者が年々高齢化しておるといような状況を考えていきますと、せっかくの毎年実施ということも受給者の方がうまく対応できるのかどうかという心配もござります。この誕生日に実施するという事情聴取がほぼ半年ほど経過したわけでございますけれども、今私が申し上げたような心配事、すなわち高齢化しているがゆえに問題点がありはしないかというようなことなど現に起きてきてい

るのかどうか。いや、そんな心配はなくて、うまくいっているよという状況なのか。半年だけですの的確な見定めは難しいと存じますけれども、今の時点での考え方を聞かせたいと存じます。

○石川（雅）政府委員 お答え申し上げます。

恩給受給権調査は、従来恩給の種類ごとに隔年、これは旧軍人の遺族の扶助料につきましては昭和の偶数年、その他の恩給につきましては昭和の奇数年のそれぞれ九月ということで、郵便局を通じて実施してきたところでございますが、最近におきます受給者の高齢化等にかんがみ、恩給の適正な支給を確保するため、その調査を毎年受給者の誕生日に実施することに改めまして、旧軍人扶助料受給者につきましては既に昨年の十月から実施してきたところでございます。本年の十月からは、それ以外の恩給受給者についてもこの方法により調査を実施することとしているわけでございます。この調査によりまして、従来の調査方法に比べまして、例えば申し立て書の様式をはがき形式として記載方法も簡略化するとか、あるいは従来戸籍抄本の添付を求めていたわけでございますが、これにかえて、申し立て書に居住している市区町村の住民票記載事項証明を受けることによって済むようにしたとか、さまざまな工夫を凝らしたことも申し添えさせていただきますと思います。

この新しい方式の受給権調査に移行するに当たりましては、従来から関係方面にさまざまな形でPRを行ってきたところでございまして、受給者の御理解も得て、現在のところ恩給局といたしましては極めて円滑にこの方式による調査が行われているというふうに理解いたしております。

○塚田委員 昨年の恩給法等の一部を改正する法律案のときに衆参両院の委員会において附帯決議を幾つかしているわけでございます、それから一年が経過しております。この一年間のこの附帯決議の実施状況、これについて概略御説明いただきたいと思います。

○文田政府委員 まず、私から恩給欠格者の部分についてお答えさせていただきますと存じます。

恩給欠格者などのいわゆる戦後処理問題に關しましては、昨年五月に成立を見ました平和祈念事業特別基金等に関する法律に基づきまして同年七月に平和祈念事業特別基金を設立いたしました。恩給欠格者を含む関係者の戦争犠牲による労苦について国民の理解を深めること等により関係者に對し慰撫の念を示す事業を行っております。また、戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈等もあわせて行っております。平成元年度からは新たに恩給欠格者については、基金の運営委員会の報告を踏まえまして、外地勤務者で加算年を含めて三年以上の方に書状を贈呈するとともに、このうち七十歳以上の方には高齢者から順に銀杯をあわせて贈呈するという措置を講じているところでございます。

○塚田委員 確かに、附帯決議に基づいたかどうかは別にいたしましても、恩欠者について検討され、またそれなりの施策が行われてきたことについて評価したいと思えます。しかしながら、軍恩恩欠者の方々の立場からすると、この政府の処置に納得しているとは到底考えられないわけでございます。さきの大戦において命をかけて軍務に従事したにもかかわらず、ほんの少し軍歴期間が短かったというわけで天と地の違いが生じてしまったというところは、恩欠者にとってはどうにも許しがたい、我慢しがたい事実であり、こういうことが積み重なると、政府に対する反感もしくは社会に対する恨みつらみ、とは言いませんけれども、何だとなつていくわけでございます。そして、そのような恩欠者の方々はいよいよ高齢者になってまいりました。そこで、今後ともこの恩欠者の処遇についてさらに徹底した前向きな検討をされ、具体的な、わかりやすく、また彼らが納得できるような処置を早急にとつていただきたと強く要望するものでございます。

そういうわけで、例えば特別給付金の支給という形で個別の補償を行うということをもう一度検討すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○文田政府委員 お答えをいたします。

政府といたしましては、お示しの恩給欠格者を含む戦後処理問題につきましては、平和祈念事業特別基金等に関する法律に基づく事業を適切に行うことによつて対処して努力してまいりたい、かように考えております。

○塚田委員 まだまだ納得できません。場合によつてはこの改定案採決の際に、もう一度、二度附帯決議という形で強く強く要望するつもりでございますので、ひとつよろしく御検討をお願いいたします。

○玉生委員長 この際、藤田外政審議室長から発言を求められておりますので、これを許します。藤田外政審議室長。

○藤田（公）政府委員 先ほど角屋委員の御質問にございました台湾住民元日本兵等に対する弔慰金等以外の問題についての政府の取り組み方いかんという問題につきまして、お答えさせていただきます。

角屋委員御指摘の軍事郵便貯金等の確定債務、我が国が確定債務を負っているものにつきましては、我が国の国内法上支払い義務を有しているという認識を有しております。政府といたしましては、も何らかの形で契約上の債務を履行しなければならぬという立場にござります。この問題につきましては、台湾住民元日本兵問題関係省庁連絡会議のもとで、政府といたしましていかなる対応が適当かつ可能か検討が継続されているところでございます。

御承知のとおり、日台間の請求権問題につきましては、サンフランシスコ平和条約第四条(a)及び日華平和条約第三条に基づきまして、特別取り決めに締結して処理するということが予定されていたわけでございますけれども、日中国交正常化の結果かかる処理ができなくなったという事情がございまして、現在御承知のとおり日台間には外交関係が存在しないことからくる種々の技術

事業特別基金において実施しております恩給欠格者に係る基礎調査において推計することとしたしておりますが、現時点におきましてはまだしかなかった確たる数字は把握していないところでございます。

○柴田(陸)委員 推定もわからないのですか、確定ではなくて推定される大まかなところは。それともわかっていないのですか。

○文田政府委員 お答えをいたします。

先生御案内のとおり、総数といたしましては二百七十五万人という数字が見込まれてございますが、そのうちの方々に該当する方々がいかほどかというところは、先ほど申しましたとおりでございます。しかと推定するにはまだ確たる基礎を持っていないところでございます。

○柴田(陸)委員 初年度は書状と銀杯の贈呈者を一万五千人で予算計上されております。今おっしゃいましたように恩給欠格者は全体で二百七十五万人と推定されております。贈呈の対象者ということになれば、今推定数も言えない状況のようでありまして、これはあの戦時中ですから激戦地に行った人がたくさんあるわけで、仮に百万人だということになっても、この一五五千人というベースになりますと七十年かかってしまうわけですから。そうなりますと、そういう贈呈を受けるうちに亡くなられるということになります。この書状と銀杯の贈呈は何年ぐらいで終わる計画ですか。

○文田政府委員 お答えをいたします。

先ほど先生に御説明申し上げましたが、平成元年度では書状は一五九千人、それから書状及び銀杯の方は一五五千人を処理するということといたしてございまして、これは贈呈の初年度であるということ、それから申請受け付けの時期、あるいはその平和祈念事業特別基金における事務処理能力を勘案して、私どもとしてできる数字ということで算定していただいたところでございます。

なお、先ほど申し上げました基礎調査というのは、昭和六十三年及び平成元年度の両年度

にわたりましたし、かつとした調査をいたしましたので、それを踏まえまして可及的速やかに対処をいたしてまいりたいと思っております。

○柴田(陸)委員 結局いつになるかわからないというのが今の答弁だと思ふのです。いつになるかわからないのにこれを附帯決議の言う個別的措置だと言うのは余りにも該当者をいかににする話だと思ふのです。

今年度の予算でつけられておりますと言われた恩給欠格者の基礎調査の問題ですが、通常こうした調査というのは、関係者の要求を政府が実施するために実施を調査するというケース、これが通常の場合であります。恩給関係者は、基礎調査が終わったから今度は恩給者の個人給付だということに思っている人がたくさんおられます。今回の基礎調査というのは個人補償あるいは個人給付を実施するための前提という趣旨で行われるのではないのですか。

○文田政府委員 お答えを申し上げます。

先生お示しのその恩給欠格者に関する基礎調査は、恩給欠格者に関する基礎的データを得て基金事業の推進に資するためのものでございまして、昭和六十三年に引き続きまして、都道府県等が保管します陸海軍軍人の兵籍簿から恩給欠格者を抽出し、在職年別、年齢別等の恩給欠格者を推計しよう、こういうねらいで実施しているものでございます。

○柴田(陸)委員 ということになりますと、結局恩給欠格者に対しては実質上何にもしていないということになります。そういうことではやはり恩給者の皆さん方、運動を進めてこられた皆さん方が決して納得はされないわけでありまして。

次に、シベリア抑留者の関係でお伺いしますが、今年度の予算でシベリア抑留者関係で基金の補助金として慰籍事業五億円というのが計上されておりますが、この予算の内容というのはどういうものなんでしょうか。

○文田政府委員 お答えをいたします。

戦後強制抑留者につきましては、これらの方々が

が終戦後酷寒の地で強制労働に従事するなど格別大変な御苦労をいただいたということにかんがみまして、平成元年度に限り、特にこれらの方々に対する慰籍事業のため五億円を計上することとしたものでございます。その事業内容につきましては、平和祈念事業特別基金において関係者の意見を聞いて、これを尊重してまいり、こういうことで対処していこう、こういうことになってございます。

○柴田(陸)委員 予算をつけるといふ場合は、慰籍事業ということであればその慰籍事業の内容というものが決まるといふことが決まるといふことをやることが普通なんです。これは非常に珍しいケースですけれども、こういう予算のつけ方、こんなことは今まであったことでしょうか。

○文田政府委員 お答えをいたします。

戦後強制抑留者に対します慰籍事業ということについては決まっておりますが、その具体的内容につきましては、事業をより効果的に行うため、関係者の要望を尊重しながら基金の運営委員会において検討する、こういうことになっているものでございます。

○柴田(陸)委員 御答弁は中身に入れないようでありまして、それじゃ、この予算が計上された経過を説明していただきたいと思ふます。

○文田政府委員 お答えをいたします。

この事業費につきましては、予算編成の過程におきまして政府・与党間で調整が行われ、これに基づいて予算が計上されたこととあります。

○柴田(陸)委員 今年度のほかの基金の補助金を見ますと、みんな基金の運営委員会の報告に基づいてつけられております。しかし、この慰籍事業五億円というのは報告の中に入っておりません。運営委員会の報告に基づかなくても予算補助がつくという前例をつくっていただいたわけでありまして、なぜこの補助金だけが運営委員会の報告がないのに予算計上されたのか。それは何か特別な理由があったと思うのですが、その理由をひとつ

お示し願いたいと思ふます。

○文田政府委員 お答え申し上げます。

先生、繰り返しての答弁で大変恐縮であります。戦後強制抑留者の方々は、戦後酷寒の地で強制労働に従事するなど大変御苦労があった、こういうことにかんがみまして、平成元年度に限りまして、特にこれらの方々に慰籍するという措置でもって予算措置が講じられた、かように理解をいたしております。

○柴田(陸)委員 それもその枠から出ないようでありまして、聞くところによりますと、自民党の相沢議員が会長をしていらつしやる運動団体に慰籍事業を委託するという形で補助をするというように聞いております。また、巷間そう言われております。そうした事実はあるんでしょうか。

○文田政府委員 お答えをいたします。

そのような事実があるということは承知をいたしております。

○柴田(陸)委員 おります、ですか。

○文田政府委員 お答えをいたします。

ただいま先生の御質問がちょっと私、聞き取れなかったものから、承知しておるかということとございましたので、そのような要望があったということは承知しております。

○柴田(陸)委員 その慰籍事業を相沢議員が会長をしていらつしやる運動団体に委託する、そういう要望でなくてそういう計画、これはまだ予算が通っていませんけれども、計画なり事業なりあるのですか。

○文田政府委員 お答えをいたします。

当該予算が成立いたしましたならば早急に、基金に設けられております運営委員会においてこれが議論されまして、その方向づけについてどのようにするかということが決せられると考えております。

○柴田(陸)委員 運営委員会であるということですが、運営委員会では、そのように運動団体に慰籍事業を委託するという形で補助金を出す、そういうことに決める、そういうことは運営委員会は

できるのですか。

○文田政府委員 この予算が通りましたならば、先ほど来申し上げておりますとおり、運営委員会において関係者の意見を聞いて、一番効果的な使い道は何かということ議論いたしまして、基金の方に提言を提示していただけたというふうにごえております。

○柴田(陸)委員 提言において、相沢会長の運動団体に慰養事業を委託するということを決めることがあり得るのですか、どうですか。そういうこととまで決められるのですか。

○文田政府委員 お答えをいたします。

本件は基金の運営委員会が自主的な判断を持って議論されることであろうと存じますので、今まで、これがどういうふうになるかということについて軽々に私の方からお答えできかねるということとであります。

○柴田(陸)委員 もしそういうことになればこれは重大な問題だと思います。シベリア抑留者の運動団体は二つあります。それを、補助金を使って特定団体に利益を与えるようなことをするのは、行政の中立性という点から非常に問題であります。そういうおそれがあるということは、この補助金の不明瞭な内容や補助金が計上される過程から見ても極めて強いのであります。結果としても特定団体を利するような補助金の使い方はやめるべきであるというふうにごえております。そうあるべきだと思ふのですけれども、その点について見解はどうなんでしょうか。

○文田政府委員 お答えを申し上げます。

先生御案内のとおり、基金に置かれております運営委員会の先生方は十人をもつて構成されてございます。それぞれ大変御見識のある方々をもつて構成されておりますので、その使途等につきましては適切な方針を示していただけるものであろう、かように確信をいたしております。

○柴田(陸)委員 運営委員会の結論というのがもちろん今おっしゃったように公正なものであるだ

ろうということとは疑われないようにしたいと思ひますけれども、今巷間問題になっておりますように、二つの団体の中で一つの団体に補助金を出すということになれば、これは非常に不公正な行政になるわけでありまして。そういうことがないと言えるかどうか、もう一遍伺ひします。

○文田政府委員 お答えを申し上げます。

ただいま先生から御指摘のありましたことは私の方から基金の方によりしくお伝えをいたしておきたいと存じます。

○柴田(陸)委員 戦後四十四年になろうとしておりますが、戦後処理問題というのはいさかからずと議論がございまして、まだ解決されてないものであります。これは四十四年間の長い間、考えてみれば、結局は政府・与党が戦後処理問題に對して極めて消極的な態度であつたということが言えると思ふわけでありまして。去年基金法が提出されたときに、政府と自民党の間に基金法をもつて戦後処理問題は終結するという合意を発表しております。この合意というのは、現に戦後処理問題は存在するにもかかわらずこれを終結するといふのでありますから、戦後処理問題に対する政府・自民党の消極的な態度を端的に示すものであるというふうに見るわけでありまして。そして、この戦後処理問題の終結宣言というのは、これは一九六七年に次いで二度目の宣言になります。終結宣言が二度出るといふこと自体が宣言とこの現実との間の矛盾が存在することを示すわけでありまして。また、現実には戦後処理問題があるのに終結宣言をするといふのは極めて政治的な宣言、こゝ見ざるを得ないと思ふわけでありまして。

そこで、念のために聞いておきたいのですが、この政府と自民党の合意あるいは了解事項というのがありますが、これは法的な根拠はないと思ひますし、国民への法的拘束力は全くないものだといふように理解しておりますが、それはそれでよろしいですか。

○文田政府委員 お答えを申し上げます。ただいま先生お示しの了解は、当該問題の処理

に關しまして今後の取り扱いについて政府と与党間においてそこを来すことのないよう、こういうことを確認するために行われるものであろう、政府としてもそれを踏まえて対処をしていくものである、かように理解をしていくところであります。

○柴田(陸)委員 その合意に政府がすべて縛られなければならぬ、そういう性質のものではない。政府と与党との、政党政治における政治の進め方をめぐるものであるというように理解するのですが、問題は、こうした合意があるからということと戦後処理は終結したんだというのは、極めて政治的に戦後処理を終わらせようというやり方と言わなければならぬと思ふわけでありまして。この戦後処理問題というのはまだたくさん残っておりますし、恩欠者の問題、シベリア抑留者の問題、在外財産の問題、まだまだこれは重大な問題を残したままでありまして、基金法によつて終わるべき性質のものではないと思ひます。これから解決に積極的に政府が取り組んでいかなければならぬ問題であると考えております。

政府の戦後処理問題の基本姿勢というものを言いますと、戦争の損害というものは日本の国民全員が受忍をするべき性質のものだということを前提にされて、そのバランスの上で施策を考へる、その範囲でしか考へていないということとあります。これは戦争に対する責任、戦争犠牲に対する責任を国が果たすという方向と違つておりますし、国が責任を果たすという方向で姿勢を抜本的に転換する必要があるといふことを指摘して、質問を終わりたいと思ひます。

○玉生委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○玉生委員長 この際、本案に対し、宮里松正君から修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。宮里松正君。

恩給法等の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○宮里委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付いたしておりますので、朗読は省略させていただきます、その要旨を申し上げます。

施行期日について、原案では一部のものを除き「平成元年四月一日」といたしておりますが、既にその日を経過しておりますので、これを「公布の日」に改め、同年四月一日から適用しようとするものであります。

よろしく御賛成いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○玉生委員長 これにて修正案についての趣旨の説明は終わりました。

○玉生委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、宮里松正君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○玉生委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○玉生委員長 起立総員。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

○五生委員長 ただいま議決いたしました本案に
対し、近岡理一郎君外四名から、附帯決議を付す
べしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。塚田延充君。

○塚田委員 ただいま議題となりました自由民主
党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、
民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同の各
派共同提案に係る附帯決議案につきまして、提案
者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。
まず、案文を朗読いたします。

恩給法等の一部を改正する法律案に対す
る附帯決議(案)

政府は、次の事項について速やかに善処すべ
きである。

一 恩給年額の改定については、国家補償とし
ての恩給の性格、恩給受給者の高齢化等に配
意し、今後とも現職公務員の給与水準との均
衡を維持するよう努めること。

一 恩給の改定実施時期については、現職公務
員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮を
するとともに各種改善を同時期に一体化して
実施するよう努めること。

一 恩給の最低保障額については、引き続きそ
の引上げ等を図るとともに扶助料について
は、さらに給付水準の実質的向上を図ること。
一 恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制
限を撤廃すること。

一 外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分
の件について、速やかに再検討を加え適切な
措置を講ずること。

一 恩給欠格者等の処遇について検討の上、適
切な措置を講ずるよう努めること。

本案の趣旨につきましては、当委員会における
質疑を通じて既に明らかになっていることと存じ
ますので、説明は省略させていただきます。

よろしく御賛成くださいますようお願い申し上
げます。

○五生委員長 これにて趣旨の説明は終わしまし
た。

採決いたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○五生委員長 起立総員。よって、本案に対し附
帯決議を付することに決しました。

この際、総務庁長官から発言を求められており
ますので、これを許します。金丸総務庁長官。

○金丸総務大臣 ただいまの附帯決議につきまし
ては、今後慎重に検討させていただきたいと思ひ
ます。

どうも本日はありがとうございました。

○五生委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員
会報告書の作成につきましては、委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○五生委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○五生委員長 次回は、公報をもってお知らせす
ることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後四時十一分散会

恩給法等の一部を改正する法律案
恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の
一部を次のように改正する。

第六十五条第二項中「十八万円」を「十九万
二千元」に、「十二万円」を「十二万六千元」
に改める。
別表第二号表中「四、六一、〇〇〇円」を

「四、七〇四、〇〇〇円」に、「三、八四一、〇
〇〇円」を「三、九一九、〇〇〇円」に、「三、
一六五、〇〇〇円」を「三、三三九、〇〇〇円」
に、「二、五〇三、〇〇〇円」を「二、五五四、
〇〇〇円」に、「二、〇二六、〇〇〇円」を「二、
〇六七、〇〇〇円」に、「一、六三七、〇〇〇円」
を「一、六七〇、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「四、九〇五、〇〇〇円」を
「五、〇〇四、〇〇〇円」に、「四、〇六九、〇
〇〇円」を「四、一五一、〇〇〇円」に、「三、
四九一、〇〇〇円」を「三、五六一、〇〇〇円」
に、「二、八六八、〇〇〇円」を「二、九二六、
〇〇〇円」に、「二、三〇〇、〇〇〇円」を「二、
三四六、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「四、三三九、七〇〇円」を
「四、四一七、二〇〇円」に、「三、九九九、六
〇〇円」を「四、〇八〇、四〇〇円」に、「三、
八三三、一〇〇円」を「三、九二〇、五〇〇円」
に、「三、七〇一、一〇〇円」を「三、七七五、
九〇〇円」に、「二、六一、三〇〇円」を「二、
六六四、〇〇〇円」に、「二、四九〇、二〇〇円」
を「二、五四〇、五〇〇円」に、「二、二四五、
四〇〇円」を「二、二九〇、八〇〇円」に、「一、
八三五、〇〇〇円」を「一、八七二、一〇〇円」
に、「一、七六五、二〇〇円」を「一、八〇〇、
九〇〇円」に、「一、六五〇、四〇〇円」を「一、
六八三、七〇〇円」に、「一、六〇四、八〇〇円」
を「一、六三七、二〇〇円」に、「一、五五七、
九〇〇円」を「一、五八九、四〇〇円」に、「一、
三七二、一〇〇円」を「一、三九九、八〇〇円」
に、「一、二二七、一〇〇円」を「一、二四一、
七〇〇円」に、「一、一七四、四〇〇円」を「一、
一九八、一〇〇円」に、「一、一四四、四〇〇円」
を「一、一六七、五〇〇円」に、「一、一一七、
七〇〇円」を「一、一四〇、三〇〇円」に、「一、
〇九一、三〇〇円」を「一、一一三、三〇〇円」
に、「一、〇四八、七〇〇円」を「一、〇六九、
九〇〇円」に、「一、四六一、〇〇〇円」を「一、
四九一、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「四、三三九、七〇〇円」を
「四、四一七、二〇〇円」に、「三、九九九、六
〇〇円」を「四、〇八〇、四〇〇円」に、「三、
八三三、一〇〇円」を「三、九二〇、五〇〇円」
に、「三、七〇一、一〇〇円」を「三、七七五、
九〇〇円」に、「二、六一、三〇〇円」を「二、
六六四、〇〇〇円」に、「二、四九〇、二〇〇円」
を「二、五四〇、八〇〇円」に、「二、二二三、
五〇〇円」を「二、二七五、六〇〇円」に、「一、
七六五、二〇〇円」を「一、八〇〇、九〇〇円」
に、「一、六五〇、四〇〇円」を「一、六八三、
七〇〇円」に、「一、五五七、九〇〇円」を「一、
五八九、四〇〇円」に、「一、四六四、〇〇〇円」
を「一、四九三、六〇〇円」に、「一、三七二、
一〇〇円」を「一、三九九、八〇〇円」に、「一、
三三〇、二〇〇円」を「一、三五七、一〇〇円」
に、「一、二五四、二〇〇円」を「一、二七九、
五〇〇円」に、「一、一七、七〇〇円」を「一、
一四〇、三〇〇円」に、「一、〇九一、三〇〇円」
を「一、一一三、三〇〇円」に、「一、〇四八、
七〇〇円」を「一、〇六九、九〇〇円」に、「一、
一三六、〇〇〇円」を「一、一五九、〇〇〇円」
に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十
八年法律第五十五号)の一部を次のように改
正する。

附則第二十二条の三中「十八万円」を「十九
万二千元」に改める。

附則第二十七条ただし書中「百四十六万千円」
を「百四十九万千円」に、「百十三万六千円」
を「百十五万九千円」に改める。

附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一(附則第十三条関係)

階	級	俸給年額
大將		六、三八八、三〇〇円
中將		五、六九三、四〇〇円

少将	四、五三三、〇〇〇円
大佐	三、九一〇、五〇〇円
中佐	三、七四一、九〇〇円
少佐	二、九二四、三〇〇円
大尉	二、四七六、一〇〇円
中尉	一、九六六、六〇〇円
少尉	一、六八三、七〇〇円
准士官	一、五五二、三〇〇円
曹長又は上等兵曹	一、二七九、五〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一、一九八、一〇〇円
伍長又は二等兵曹	一、一六七、五〇〇円
兵	一、〇六九、九〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一、四九四、〇〇〇円」を「一、五二四、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「一、三五八、〇〇〇円」を「一、三八五、〇〇〇円」に、「一、〇八九、〇〇〇円」を「一、一一一、〇〇〇円」に、「八七六、〇〇〇円」を「八九四、〇〇〇円」に、「七七五、〇〇〇円」を「七九一、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。

附則別表第六（附則第十三条関係）

仮定俸給年額	金額
六三八八、三〇〇円	六、一三四、四〇〇円
五、六九三、四〇〇円	五、五九〇、六〇〇円
四、五二三、〇〇〇円	四、四一七、二〇〇円
三、九一〇、五〇〇円	三、七七五、九〇〇円
三、七四一、九〇〇円	三、五六八、七〇〇円

附則別表第六の二（附則第十三条関係）

一、九二四、三〇〇円	二、八二一、二〇〇円
二、四七六、一〇〇円	二、二九〇、八〇〇円
一、九六六、六〇〇円	一、八〇〇、九〇〇円
一、六八三、七〇〇円	一、五八九、四〇〇円
一、五五二、三〇〇円	一、三九九、八〇〇円
一、二七九、五〇〇円	一、一六七、五〇〇円
一、一九八、一〇〇円	一、一一三、三〇〇円
一、一六七、五〇〇円	一、〇六九、九〇〇円
一、〇六九、九〇〇円	九四二、六〇〇円

附則別表第六の二（附則第十三条関係）

仮定俸給年額	金額
六、三八八、三〇〇円	六、八六七、四〇〇円
五、六九三、四〇〇円	六、一二五、八〇〇円
四、五二三、〇〇〇円	五、一八三、九〇〇円
三、九一〇、五〇〇円	四、五二三、〇〇〇円
三、七四一、九〇〇円	四、二四九、三〇〇円
二、九二四、三〇〇円	三、三九一、七〇〇円
二、四七六、一〇〇円	二、八二一、二〇〇円
一、九六六、六〇〇円	二、二四八、〇〇〇円
一、六八三、七〇〇円	一、九六六、六〇〇円
一、五五二、三〇〇円	一、七七六、二〇〇円
一、二七九、五〇〇円	一、四四六、五〇〇円
一、一九八、一〇〇円	一、三五六、一〇〇円
一、一六七、五〇〇円	一、三一四、四〇〇円
一、〇六九、九〇〇円	一、一九八、一〇〇円

附則別表第七（附則第十三条関係）

仮定俸給年額	金額
二、四七六、一〇〇円	二、六六四、〇〇〇円
一、九六六、六〇〇円	二、一二四、六〇〇円

一、六八三、七〇〇円	一、八七二、一〇〇円
一、五五二、三〇〇円	一、六八三、七〇〇円

附則別表第八（附則第十三条関係）

仮定俸給年額	金額
二、四七六、一〇〇円	三、〇七〇、四〇〇円
一、九六六、六〇〇円	二、四一四、九〇〇円
一、六八三、七〇〇円	二、一七五、六〇〇円
一、五五二、三〇〇円	一、九六六、六〇〇円

（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正）

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百十三万六千円」を「百十五万九千円」に改める。

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）
第四条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

附則第八條第一項中「昭和六十三年四月分」を「平成元年四月分」に改め、同項の表中「九〇八、一〇〇円」を「九二六、四〇〇円」に、「六八三、一〇〇円」を「六九四、八〇〇円」に、「五四四、九〇〇円」を「五五五、八〇〇円」に、「四五四、一〇〇円」を「四六三、二〇〇円」に、「六三五、〇〇〇円」を「六四七、八〇〇円」に、「四七六、三〇〇円」を「四八五、九〇〇円」に、「三八一、〇〇〇円」を「三八八、七〇〇円」に、「三二七、五〇〇円」を「三三三、九〇〇円」に改め、同条第四項中「昭和六十三年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に改める。

第五条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項の表中「三、五一四、九〇〇円」を「三、五八五、九〇〇円」に、「二、

九三一、八〇〇円」を「二、九九一、〇〇〇円」に、「二、四二三、〇〇〇円」を「二、四七一、九〇〇円」に、「一、九二〇、五〇〇円」を「一、九五九、三〇〇円」に、「一、五六一、九〇〇円」を「一、五九三、五〇〇円」に、「一、二六五、五〇〇円」を「一、二九一、一〇〇円」に、「一、一五〇、六〇〇円」を「一、一七三、八〇〇円」に、「一、〇四七、三〇〇円」を「一、〇六八、五〇〇円」に、「八四二、〇〇〇円」を「八五九、〇〇〇円」に、「六八〇、三〇〇円」を「六九四、〇〇〇円」に、「五九八、五〇〇円」を「六一〇、六〇〇円」に改め、同条第三項中「十八万円」を「十九万二千円」に、「十二万」を「十二万六千円」に改める。

第六条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項中「二十一万九千五百円」を「二十二万千円」に、「十三万五千五百円」を「十二万六千三百円」に改め、同条第二項中「十萬四千円」を「十萬五千三百円」に改める。

附則第十五条第二項中「三十一万七千五百円」を「三十二万三千九百円」に、「二十三万八千四百円」を「二十四万二千九百円」に改め、同条第四項中「五万七千円」を「六万円」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、第六條中恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）以下「法律第五十一号」という。附則第十四条第一項及び第二項並びに第十五条第四項の改正規定は、平成元年八月一日から施行する。

（文官等の恩給年額の改定）

第二条 公務員（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）以下「法律第五十五号」という。）附則第十條第一項に規定する旧軍人（以下「旧軍人」という。）を除く。若しくは公務員に準ずる者（同項に規定する旧

準軍人（以下「旧準軍人」という。）を除く。）

又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、平成元年四月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法（改正後の法律第五十五号附則その他の恩給に関する法令を含む。附則第十一條において同じ。）の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（傷病恩給に関する経過措置）

第三條 増加恩給（第七項の増加恩給を除く。）については、平成元年四月分以降、その年額（恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の恩給法第六十五條第一項に規定する年額に改定する。

第四條 平成元年三月三十一日以前に給与事由の生じた傷病恩給の金額の計算については、なお従前の例による。

第五條 第七項の増加恩給については、平成元年四月分以降、その年額（法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第六條 傷病年金については、平成元年四月分以降、その年額（妻に係る加給の年額を除く。）を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第七條 特例傷病恩給については、平成元年四月分以降、その年額（恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。）附則第十三條第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第八十一号附則第十三條第二項に規定する年額に改定する。

第八條 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給については、平成元年四月分以降、その加給の年額を、十九万二千円に改定する。

2 扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、平成元年四月分以降、その加給の年額を、それぞれ改正後の恩給法第六十五條第二項（改正後の法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する場合を含む。）又は改正後の法律第八十一号附則第十三條第三項の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（扶助料等に関する経過措置）

第九條 法律第五十一号附則第十四條第一項又は第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成元年八月分以降、その加算の年額を、それぞれ改正後の法律第五十一号附則第十四條第一項又は第二項に規定する年額に改定する。

第十條 傷病者遺族特別年金については、平成元年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五條の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（旧軍人等の恩給年額の改定）

第十一條 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、平成元年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則第一の仮定俸給年額（法律第五十五号附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三條第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三條第四項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七（七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあつて

は、改正後の法律第五十五号附則別表第八）の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（職権改定）

第十二條 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

（恩給年額の改定の場合の端数計算）

第十三條 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）

第十四條 平成元年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八條ノ四の規定の適用については、附則第二條又は第十一條の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもつて恩給年額とする。

附則別表（附則第二條関係）

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
九三三、九〇〇円	九四二、六〇〇円
九六四、九〇〇円	九八四、四〇〇円
一、〇〇七、一〇〇円	一、〇二七、四〇〇円
一、〇四八、七〇〇円	一、〇六九、九〇〇円
一、〇九一、三〇〇円	一、一一三、三〇〇円
一、一一七、七〇〇円	一、一四〇、三〇〇円
一、一四四、四〇〇円	一、一六七、五〇〇円
一、一七四、四〇〇円	一、一九八、一〇〇円
一、二一七、一〇〇円	一、二四一、七〇〇円
一、二五四、二〇〇円	一、二七九、五〇〇円

一、二八八、四〇〇円	一、三二四、四〇〇円
一、三三〇、二〇〇円	一、三五七、一〇〇円
一、三七二、一〇〇円	一、三九九、八〇〇円
一、四一七、九〇〇円	一、四四六、五〇〇円
一、四六四、〇〇〇円	一、四九三、六〇〇円
一、五一二、六〇〇円	一、五五二、三〇〇円
一、五五七、九〇〇円	一、五八九、四〇〇円
一、六〇四、八〇〇円	一、六三七、二〇〇円
一、六五〇、四〇〇円	一、六八三、七〇〇円
一、七四一、〇〇〇円	一、七七六、二〇〇円
一、七六五、二〇〇円	一、八〇〇、九〇〇円
一、八三五、〇〇〇円	一、八七二、一〇〇円
一、九二七、七〇〇円	一、九六六、六〇〇円
二、〇三〇、二〇〇円	二、〇七二、二〇〇円
二、〇八二、五〇〇円	二、一二四、六〇〇円
二、一三三、五〇〇円	二、一七五、六〇〇円
二、二〇三、五〇〇円	二、二四八、〇〇〇円
二、二四五、四〇〇円	二、二九〇、八〇〇円
二、三六七、一〇〇円	二、四一四、九〇〇円
二、四二七、一〇〇円	二、四七六、一〇〇円
二、四九〇、二〇〇円	二、五四〇、五〇〇円
二、六一一、三〇〇円	二、六六四、〇〇〇円
二、七三三、五〇〇円	二、七八八、七〇〇円
二、七六五、三〇〇円	二、八二二、二〇〇円
二、八六六、四〇〇円	二、九二四、三〇〇円
三、〇〇九、六〇〇円	三、〇七〇、四〇〇円
三、一五一、三〇〇円	三、二二五、〇〇〇円
三、二二九、一〇〇円	三、三〇四、五〇〇円
三、三二四、五〇〇円	三、三九一、七〇〇円
三、四九八、〇〇〇円	三、五六八、七〇〇円

三、六六七、八〇〇円	三、七四一、九〇〇円
三、七〇一、一〇〇円	三、七七五、九〇〇円
三、八三三、一〇〇円	三、九一〇、五〇〇円
三、九九九、六〇〇円	四、〇八〇、四〇〇円
四、一六五、二〇〇円	四、二四九、三〇〇円
四、三三九、七〇〇円	四、四一七、二〇〇円
四、四三三、四〇〇円	四、五二三、〇〇〇円
四、五四四、一〇〇円	四、六三五、九〇〇円
四、七五七、二〇〇円	四、八五三、三〇〇円
四、九七二、七〇〇円	五、〇七三、一〇〇円
五、〇八一、三〇〇円	五、一八三、九〇〇円
五、一八四、三〇〇円	五、二八九、〇〇〇円
五、三八八、七〇〇円	五、四九七、六〇〇円
五、四七九、九〇〇円	五、五九〇、六〇〇円
五、五八〇、七〇〇円	五、六九三、四〇〇円
五、七五九、〇〇〇円	五、八七五、三〇〇円
五、九三九、〇〇〇円	六、〇五九、〇〇〇円
五、九七二、七〇〇円	六、〇九三、三〇〇円
六、〇〇四、五〇〇円	六、一二五、八〇〇円
六、〇三六、四〇〇円	六、一五八、三〇〇円
六、一一一、〇〇〇円	六、二三四、四〇〇円
六、二六一、八〇〇円	六、三八八、三〇〇円
六、四二二、七〇〇円	六、五四二、二〇〇円
六、四八七、三〇〇円	六、六一八、三〇〇円
六、五六三、七〇〇円	六、六九六、三〇〇円

恩給年額の計算の基礎となっている俸給年額が九三三、九〇〇円未満の場合又は六、五六三、七〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇二〇二を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があると

きはこれを百円に切り上げる。）を、仮定俸給年額とする。

理由

最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となっている俸給年額、普通恩給等の最低保障額等の引上げを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

恩給法等の一部を改正する法律案に対する修正案
恩給法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条の見出しを「（施行期日等）」に改め、同条中「平成元年四月一日」を「公布の日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第一条の規定による改正後の恩給法の規定、第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）の規定、第三条の規定による改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定、第四条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十一号）の規定、第五条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。）の規定及び第六條の規定による改正後の法律第五十一号附則第十五条第二項の規定並びに附則第十三条の規定は、平成元年四月一日から適用する。

附則第二条中「恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）を「法律第百五十五号」に改める。

附則第七条中「恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。）を「法律第八十一号」に改める。

内閣委員会議録第四号中正誤

ページ 段 行 誤

六一 三 百六十八人

正

百六十八

平成元年六月三日印刷

平成元年六月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F